

(二) 合祀関係

【一七八】祭神合祀詮議標準追加の件（昭和28年9月21日）

昭和二十八年九月十六日起案
九月二十一日決裁

祭神合祀詮議標準追加の件

首題の件に関し左記の通致度

記

従来戦病として取扱はれて居らなかつた脳溢血心臓痙攣狭心症胃潰瘍胃癌等に依る病死即ち自己の重大なる過誤不攝生等によらない戦地病死は応召（入営）后一ヶ月以上勤務の者に付合祀として取扱ふことと定める。

説明

- 一、大東亜戦争に在りては資料不充分的爲此の種戦地病死をすでに戦病死として合祀せられて居る者が相当数あると認められる。
- 二、今後も相当に起り得ると想はれる。
- 三、遺族及一般国民の印象としては戦病死と同様に合祀されるを可とすると考へる。
- 四、右合祀の事は創建の叡慮に反しあらず又已祭神の歴史に徴して差支無いものと認める。
- 五、一ヶ月以上勤務の制限を附したるは一応死亡後の現地召集した慮のあるものを避けたものである。
- 六、此種病死は戦病死として取扱はれぬのを原則とする故申達して来て居らない件数も多数ありと認められるので今後更に申達せらるゝ方法を講ずる要がある。
- 七、本件尚一、二復等の意見をも参考とし決定致度。 以上

【一七九】祭神合祀詮議標準の件（昭和28年9月25日）

昭和二十八年九月二十五日起案
九月二十五日決裁

祭神合祀詮議標準の件

首題の件に関し左記の通致度

記

陸海軍軍属の取扱に就ては軍人の合祀詮議標準を適用するものとする。

説明

従来の詮議標準に在つては軍属は軍人との間に凡そ次の区別があつた。

一、戦死 戦傷死

軍人 特別の者以外は悉く合祀。

軍属 軍事行動に参加した期間及其本質等につき査定し有宣誓陸密軍属無宣誓軍属の順位で嚴選の度を加ふ。

二、戦病死

軍人 戦（事変）地に於て死せざるもの。

軍属 戦（事変）地に於て受傷罹病し内地還送后死せざるもの。

戦地五ヶ月以上（事変地八ヶ月）勤務の者。

海上は四ヶ月以上（軍属船員は六ヶ月以上）。

然るに

一、昭和二十一年十一月付第一復員省より発布せられた死歿者調査作業の標準に依ると軍人軍属の区別を附してない従つて

之に依り提出されてくる書類も之等の区別がない依つて既に

処理せられた合祀事務の中には此の方針に依り処理せられた

ものがあるとして認められる。

二、陸海軍の消滅した今日戦地勤務日数勤務状況等を調査する

事は不可能である。

三、今日の情勢に在りては両者を区別せず同一の標準に依り取

扱つて差支無いものと認める。

但し軍属関係の書類には軍人以上に資料の不足して居るもの

があるから此の点充分留意を要する。

四、海軍関係に対しては此の方針にて合祀詮議を行ふ旨の通報

を要する。

以上

【一八〇】合祀標準に関する件（昭和28年9月25日）

昭和二十八年九月二十一日起案
九月二十五日決裁

合祀標準に関する件

首題の件に関し左記の如く致度

記

一、台湾を二〇、四以降神社の合祀事務に限り戦地の取扱とする。

二、台湾に於て右以前に発病し引続き右以後現地に在つた者は

戦病として詮議をする。

三、右を海軍の關係の向に通報する。

説明

第一復員局より死歿者調査作業の標準（案）を昭和二十一年十一月二十日付を以て各地方世話部等關係各部に送付してゐるが（本標準は責任者名を記してない）此の中で最後に参考として戦地適用暦日を揚げ其第四に台湾二〇、四、一以降として居る之は陸軍独自の判断に基くものと思ふが台湾は最後まで戦地指定は無

いのである。
併し該調査の標準が出されてゐる爲陸軍關係に在つては台湾に於ける発病を戦病死として合祀取扱を爲したるもの相当数ありと認められるに就ては陸軍の判断が台湾の戦況が重大であつて戦地とするを要すと言ふにあつたと解し爾今及海軍關係の取扱を統一する要がある。 以上

〔参考〕 援護法に於ては台湾は戦地として取扱はれて居ない

別紙（一）陸密第一九六七号（20・4・21附）に依り台湾が戦地として指定されて居る。」

〔※一〕

別紙（一）参照 此の標準は各世話課から提出された死歿者名簿の合否判定上の標準を一復合祀關係者限りにて覺書にしたものと思はれる。本標準に依り合否を判定の上浄書名簿を二部作製の上（従来一部を祭神簿一部を上奏簿に使用）神社へ送附されて居る。

【184】旧陸軍関係 靖国神社合祀事務協力要綱（案）（昭和31年）1月25日）

旧陸軍
関係 靖国神社合祀事務協力要綱（案）

第一、二五
條 第一、二五
條

オ一 方針

一、 復興閣僚諸機関は、大東亜戦争戦没者の靖国神社合祀を今向戦後三年間に完了すべしとを旨として、その合祀事務に協力する。

二、 神社合祀事務の体系は、これを復興閣僚のものと準じたものに改める。

三、 復興閣僚諸機関の事務は、なるべく合祀者の選挙事務処理には最も適正進歩を旨とし、些かの過誤のほしことを期する。

オ二 一般の要領

四、 都道府県は神社の通知に基づいて合祀者名簿一切を原簿に登録して整理する。

五、 都道府県は原簿に基づき、毎年春秋二季の合祀予定者の一定数を選考し、引揚振替局に報告する。

六、 引揚振替局は都道府県の報告を審査して合祀者名簿を決定し、靖国神社に通報する。

七、 神社は復興閣僚の通報に基づいて合祀の祭典を行い、その進捗に合祀通知状を送付する。

オ三 三十二年度における都道府県の事務

八、 都道府県は年向を通じ、原簿の整理、合祀予定者の選考、合祀通知状の送達並びに原簿の整理するものとし、特に年終前手においては従来の合祀者名簿の原簿登録（原簿登録）を完了し、秋の合祀予定者の選考については、右に開連して特別の配慮を加える。

九、 年終前手における原簿整理業務は、概ね左の要領による。

1. 原簿は原則として戦没者調査票とし、もし編入はこれに選考票を添付する。

* 選考票とは選考票、選考票の発行に関係ある選考の現簿に基づいての必要事項を記載したものをいう。

2. 合祀済者の原簿登録又はその原簿のためには、合祀者名簿を用いる。

3. 合祀済者は左の区分に依つて調整し、或る都道府県に送付する。

調製区分備考

昭和七年四月	靖国神社	1. 引揚4月18日の向選次都道府県に送付する。 2. その総数は約七十万。
昭和三十九年十月		
昭和三十九年四月	引揚振替局	
昭和三十九年十月		

使用済の合祀者名簿は神社に送付する。

3. 原簿の整備作業は、なるべく合祀者名簿の登録又は原簿作業は十月末までに完全とする。

4. 三十二年秋合祀予定者の選考は左による。

オ一 選考の要領

1. 選考の要領

(但し三十二年は種別一四四号に基づく公務院選考によるものを除く)

2. 選考人員

3. 一都道府県平均約四〇〇人とし詳細は別に定めることによる。

4. 引揚振替局へ報告の期限

昭和三十一年五月末日

5. 報告要領

6. 合祀者名簿が運行後とし、合祀者名簿用紙は中央より送付する。

7. 詳細については別に定めることによる。

8. 三十二年春合祀予定者の選考選考は左による。

オ二 選考要領

1. 選考要領

概ね死亡時日の順による。

2. 選考要領

3. 選考人員

4. 報告要領は「オ一」に同じ。

【186】旧陸軍関係 靖国神社合祀事務協力要綱（案）についての説明（昭和31年1月30日）

旧陸軍 靖国神社合祀事務協力要綱（案）についての説明

三十一号 後藤 操

一、本要綱（案）の内容について

1. 本案は細部の検討未了であるが、取り敢えず明年度事務の構想を御道庁長に連絡するに
め配布するものである。従つて細部については今後の変更が有り得ることを含みずお出だ
し。

2. 合祀事務に対する協力は従来行つて来ているところであるが、明年度以降においては、
遺族の許す程度の事務（遺族葬務の陣内の事務）を、国費を以て、推進し、これにより合
祀事務全般の推進に努むせんとするものである。本案の内容はこの趣旨に基づいてい
る。

3. 合祀の進展については今後三年間に大部の合祀を完了しようとするものである。これに
めには旧陸軍関係では年間約三十万の合祀を目標とする必要がある。
4. 戦没者の合祀は、形式的には靖国神社で行うものであり、園長が御道庁長はこれに協力
するものである。これは現在及び将来とも変わりはない。しかしながら合祀者の選考に向す
る限り実質的には園長が御道庁長でなければ実施不可能である。そこで、明年度以降にお
いてはこの事務の責任を御道庁長に即配するよう事務体系を改めたいこととした。

即ち、従来靖国神社で決定し決定して来た合祀者も、今後は御道庁長が選定し、厚生省
で決定して、靖国神社へ通知するところのことに改めたのである。
5. 戦前前の合祀事務が、国の事務として極めて厳密に行われていたことは周知のことであ
るが、戦後は神社の性格地位も変わりその合祀事務の責任も神社側に移つた。戦前戦中十
年の間の御道庁長は、この事務について任時の職務を履行して来たほどの徹底な責任を
負つておられたものではあるまいか。

今日靖国神社は一家族個人であるが、これに対し、神社を家族個人でない特殊の性格
のものとして且つ園長を以て運営せざるものとしてその責も負ひ、これは靖国神社に対す
る国民の望みの一端を表現したものと云ふべきであらう。合祀事務取扱上の心構について
せらるべきことである。

今日御道庁長事務能力は遺憾ながら急激劣化しつゝある。しかしながらこの事

務の処理に關してはどの道義的態勢に鑑み終始能く適正徹底に処理せられ、殊に合祀者選
考事務の処理については此の週知もなからしめるよう万般の配慮がなされることと望ま
しい次第である。

三、一般の要領について

別紙の図表参照

四、三十一年度の事務について

1. 三十一年度の事務における特異点の一つは、新たに事務体系の切換、実質的責任配分が
行われたことに在り、先ず徹底した原簿の整理を行うべきこと、その二つは原簿整理未
了の向における秋季合祀者の選考に努むることである。

2. 原簿の目的について

原簿の目的は、従来のよう毎年度合祀者の選考に止まるものではなく、責任を以て
合祀手続を遂行するための原簿でなければならぬ。これにためには合祀者が記録され
ておくべきは勿論であるが、もとより原簿としては戦没者外に戦没者の記録を、その上
に在るべきは、戦没者外に戦没者の記録を、その上に在るべきは、戦没者外に戦没者の記録を、
に在るべきは、戦没者外に戦没者の記録を、その上に在るべきは、戦没者外に戦没者の記録を、

1) この必要は記事が掲載されることが望ましい。
右の見地からすれば、一般に原簿は戦没者調査票として、これに二重に遺族票を添付し
たものとすることが適當と考へられる。

(註) 戦没者調査票については、複製したものを、遺族局に送附したもの
等については初歩的向向願である。

4) 遺族局、見捨て事務に關する総合的調査を依ることの必要性については陸
軍省の調査に在り、唯従来は形勢的（手続上の）にこの二つを反ばな
らしたものである。明年度においては漸次な事務配分もあることと見らるる。総合
運用すればこの作業も敢て不可能でなしとも考へられる。前述の戦没者調査票
に遺族票を添付したものはこの意味の原簿たる目的にも合致し得る。

5) 自らの整理に在りて右の形式による原簿又は新たな形式の原簿複製に着手
し出でている向もあるに聞かぬ、この際総合的戦没者調査を準備する者等は
誠に留意を要するものであると考へる。

3. 原簿に合祀者名を記入する原簿について

イ、遺言の合祀者は一祀簡て都道府県に通知者の筈である。然しなから都道府県として
 は原綴への記入済れ、記入額りもあり得ることであるし又終戦前旨の資料焼失もあると
 思われるので、この際靖国神社が有する遺言の合祀者（但し一祀簡非事改以降の戦没者
 とする）全部の名簿を都道府県に送付し未記入の分を記入すると共に記入済のものに
 ついては純貞帳を行つこととした。

なお、二十九年十月分以降合祀の方については名簿未編製であるのでこれは目下の計
 画では、神社と連携協同で、分担調整すること、としているが状況によつては一部を都道
 府県へ依頼するかも知れない。

ロ、原綴整備作業はその原綴の整備の程度如何によつて完成時期は異なるが、合祀
 済者の投入作業に關する限り十月末までに完了することを目途にするという趣旨である。

4. 三十一年秋季合祀予定者の選考について

前述したとおり原綴未整備のうち選考する関係上その範圍は従来一人の合祀者もなし
 二十九年九月二日以降の戦没者と限定し重複合祀の虞をなかつしめたのである。

選考基準は当面取り敢えずのものとして選考（公費扶助料）既戦没者（但し援護法や田
 代才二種良が同附則（二十八号）の才二十歳に達する者を除く）とした。
 この合祀基準の綜合的なものは、今後将来十分検討の上必要は時期までに調整することに
 なる筈である。

前述範圍で選考した場合は都道府県課の平身人員は約四、五、六人程度と推定される。

なお、候補名簿の様式は従来通りとし、用紙は中央で印刷配布する。

5. 三十二年春季合祀予定者選考事務について

本案の記述は一祀の精進であり、今右里に検討の上詳細は別に定める。

【187】今後における靖国神社合祀事務協力要領について（昭和31年2月2日復員第七六号厚生省引揚援護局復員課長発各都道府県世話（援護、社会）課（部）長、各復員連絡局、同支部長宛）

復員第七六号
 昭和三十一年二月二日
 厚生省引揚援護局復員課長

各都道府県世話（援護、社会）課（部）長
 各復員連絡局、同支部長 殿

今後における靖国神社合祀事務協力要領について

標記のことについて、別冊要綱（案）の線に沿うて実施することと
 致したく、同案についての意見を各連絡局、同支部管内毎に各局支部
 において取まとめ二月二十日までに送付せられたい。

参考 未帰還調査部

【二八八】これからの靖国神社合祀事務打合会状況
第二回（昭和三十一年二月九日）

これからの靖国神社合祀事務打合会状況

第二回

一、期 日 昭和三十一年二月九日 午後三時
一、場 所 調査部長室
一、出席者 引揚援護局 板垣復員課長
同 椎名事務官（経理
外一名）関係
神 社 側 鈴木禰宜
木曾主典

一、概要

1. 予算を検討した結果第一回案を変更し援護局では未作製名票中昭和二十九年十月合祀を除き全部作製する。
 2. 祭神簿等はすべて神社で作製する。
 3. 右以外は概ね第一回通り。
- 神社よりの申出事項
印刷物中昭和二十年九月二日以降とあるを九月三日以降、昭和二十六年五月三十一日迄に戦歿せるものと訂正のこと。

以上

【二八九】旧海軍関係靖国神社合祀事務について（昭和三十一年二月二十五日二次第三一号厚生省引揚援護局長宛）
各地方復員部長宛）

二次第三一号

昭和三十一年二月二十五日

各地方復員部長殿

厚生省引揚援護局次長

旧海軍関係靖国神社合祀事務について

復員関係官署は、靖国神社未合祀者の合祀諸事務を概ね昭和三十三年度末までに完了することを旨とし、その事務に協力することとなつたが、本件につき神社当局と打合せの結果、左記のとおり事務を取り進めることとしたので了知のうえ、しかるべく取り計らい願いたい。

記

- 一 本事務は概ね終戦前のものに準じて行う。即ち神社当局よりの次回合祀要素（柱数その他）に基き、在籍庁にて豫定者を選衡のうえ、引揚援護局に報告する。
- 二 引揚援護局は、在籍庁の報告を審査して合祀豫定者を決定して神社に通報する。
- 三 神社は、引揚援護局よりの通報に基いて合祀者を決定し合祀の祭典を行い、その遺族に合祀通知をする。
- 四 右事務処理に対処するため、在籍庁は死没者個々につき合祀の済、未済を明らかにする。そのため満州事変より終戦までの合祀者については、その祭神名票を神社より借用のうえ、終戦後の合祀者については合祀者名簿により合祀を確認する。
- 五 昭和三十一年秋季合祀豫定者の選衡は左による。
 - イ 選衡の範囲
昭和二十年九月二日以降の死没者
 - ロ 選衡基準
恩給法の既裁定者（但し昭和三十年法律第一四四号に基く公務範囲拡大によるものを除く。）
 - ハ 選衡人員
該当者全部

ニ 引揚援護局へ報告の期限
昭和三十一年五月末日

ホ 報告要領

- 祭神名票及び連名簿とし、祭神名票用紙は中央より送付する。細部については別に定めるところによる。
- 昭和三十一年春季合祀豫定者の選衡は左による。
 - イ 選衡順序 概ね死亡年月日の順とする。
 - ロ 選衡基準及び報告要領等は「五」に同じ。
 - ハ 選衡人員 追つて定めるところによる。
- 七 報告期限 昭和三十一年十二月末日とする。
- 八 昭和三十年十月までの合祀者に対する未調製の祭神名票は神社にて調製する。調製後在籍庁に送付し、在籍庁において遺族関係欄を記入する。
- 八 その他
別に定めるところによる。

【二九〇】旧陸軍関係 靖国神社合祀事務協力要綱
(第二案) (昭和31年2月)

田邊軍 靖国神社合祀事務協力要綱 (第二案)

第一 方針

一、復員事務関係諸機関は、大東亜戦争戦没者の靖国神社合祀が今後概ね三年間に概了されることを基準として、その合祀事務処理に協力する。

二、復員事務関係諸機関の協力事務ななく、合祀者の選考は適正確実を旨として、些かも過誤のないことを期する。

第二 一般の要領

(原簿の整備)

三、都道府県は合祀予定者選考のため、所管内在籍戦没者の身上に必要事項を記録した原簿を設定整備する。

(合祀予定者の選考)

四、都道府県は原簿により毎年一定数の合祀予定者を選考しその必要事項を祭神名票に記載してこれを引揚援護局経由靖国神社に送附する。

(合祀及びその通知)

五、神社は送附された祭神名票にもとづいて合祀者を決定し、春秋二季に合祀祭典を執行する。

神社は合祀の都度合祀者名簿を都道府県に送附し又合祀通知状を都道府県経由遺族に発送する。

第三 昭和三十一年度の都道府県の事務

(事務の概要)

六、都道府県は合祀予定者の選考に必要な原簿の整備を概ね年度前半(四、九月)に概了する。

右原簿の整備の了否に関わらず別に定めるところにより三十一年秋季合祀予定者を選考してその祭神名票を六月末までに引揚援護局に送附する。

次いで前述原簿の整備に伴い別に定めるところにより三十二年春季合祀予定者を選考し十一月末までに引揚援護局に送附する。

(原簿内容についての要件)

七、都道府県が設定整備する原簿は、これによつて祭神名票の内容各項目(少くもその大部)の記載ができるようなものとす

る。
これを更に具体的に言えば少くとも次のような要件を備えた内容とする。

1. 記載事項

イ、最少限左の事項が記載されてあること。

戦没者の氏名、階級、本籍、生年月日、死亡時所属部隊、傷病名及び傷病地、死亡地及びその事由、死亡年月日、靖国神社合祀の済否

2. 精度

記載事項ななく前号イの主要事項については確実な審査(例えば援護法、恩給法進達時に添付したことによつて受けた中央の審査)を経由したものであつて過誤のないことが確信できるものであること。

(原簿の設定)

八、靖国神社合祀事務のための原簿設定に方つては七の「原簿内容についての要件」の充足を主眼とし、且つこの際この原簿が援護法、恩給法等事務の原簿と総合されたものであれば最も有利である点に留意する。

即ち具体的には都道府県は夫々の実情に応じ左のいずれかを採択してその原簿とする。

1. 戦没者調査

つたものに在つては、これを他の確実な資料により審査するものとする。

できれば遺族に関する事項を補償記入又は受給者調、遺族票等を貼付け。

2. 戦没者原票

援護法、恩給法の裁定諸元その他を転載して調製した総合的な原票である。

3. 前各号以外のもの

であつてその記載事項及びその精度が七の「内容についての要件」を充足し得るもの。

九、引揚援護局は、

援護法等関係進達事務のため都道府県から提出された戦没者調査票であつて将来も引続きこれを援護局に留置しておく必要ありと認められるものについて、これが複製を行った上その原本を九月末までに都道府県に返却する。都道府県は亡失した戦没者調査票を再製し又は未調製のものを調製する。

都道府県はその保有する戦没者調査票のうち、援護法、恩給法関係の進達事務に関係のなかつたものであつて、しかも

本人が神社合祀に関係ある者については、その者の戦没者調査票の記載事項及びその精度を再審査するものとする。これがため昭和 年前の死亡公報発行者についてはすべてこれを引揚援護局(未帰還調査部)に送付してその調査確認を得るものとする。

(合祀の旨の登記又はその点検)

六、満洲事変直后より昭和三十年十月までに合祀が済んだものについてはその祭神名票を神社又は引揚援護局から、四月以降八月までの間に逐次に都道府県へ送付する。(送付する総数は約八十五万と予想する。)

都道府県は右祭神名票により原簿の記事を補償し又はこれを点検するものとする。

なお、右作業実施の間において、昭和三十年(四月、十月)合祀の者の祭神名票については、その記事欄中、傷病名及び傷病地の欄を都道府県の原簿により補償記入するものとする。

全作業が終了したならば、祭神名票はこれを一括整理の上靖国神社へ送付する。

(合祀者たる資格基準等)

七、靖国神社合祀者たる資格基準は三十一年度秋季の合祀予定者に限り左のとおりとする。

1. 合祀者の死亡時期の範囲

昭和二十年九月三日以降同二十六年五月三十一日までの間外地において死亡した者

2. 合祀資格

軍人、軍属であつて、援護法又は公務扶助料の裁定が終つていない者(但し戦傷病者戦没者遺族等援護法第四条第二項及び同附則第20項該当者を除く)

なお、三十二年春季以降の合祀者たる資格基準については概ね従前の例に従うものであるがその詳細については追て定めるものとし又その年間合祀予定者数についてもその都度予め定めるものとする。

(合祀予定者の選考)

十三、道府県は原簿について、前述の合祀基準に合致する合祀予定者を選考し、これが必要事項を祭神名票に記入して引揚援護局に送付する。

この際合祀予定者として報告した者についてはその旨を原簿に標示しておくものとする。

(祭神名票の送付要領)

三、合祀予定者を記載した祭神名票を引揚援護局に送付する要領は左による。

1. 名票は概ね市区町村別の五十音順に排列して適宜の数毎にまとめてくゝること。

2. 名票には連名簿三部を添付すること。

その連名簿の記載順序は名票の排列順によるものとし、郡市別の区分を明らかにした上各人の町村名と氏名とを記入するものとする。

（新しい合祀者の原簿登録）

十四、三十二年春以降の合祀済者については靖国神社からその都度送付する合祀者名簿によりこれを原簿に投入整理するものとする。

（合祀通知状の取扱）

十五、合祀通知状を遺族へ送達する事務についての靖国神社の依頼に対しては都道府県は特に支障のない限りこれに応ずるものとする。

その事務の内容は封書に宛名を記入すること及びこれを遺族へ送達することであつて、遺族への送達については一括市町村経由で行う等便宜の手段を用いることにも著意するものとする。

第四 その他

十六、その他の事項については別に定める。

(参考)

靖国神社合祀事務協力要綱及びこれに基づく三十一年度
都道府県事務要領についての説明

第三十、四、五
一 概 説

一、合祀関係事項

1. 該公との関係について

イ、「神社と宗教」(国と靖国神社との関係)等についての根本的考察を方については學者の解説を区々であり(二月十四日官報掲載の「三十四回官説 海外同胞引揚及び遺族救済」に附する調査特別委員会談話録より参考)従つて靖国神社合祀促進の方策については右上述の意見、動きがあるが、今日引揚援護局及び都道府県が合祀事務推進を図らうとする根本的動機は、宗教法人靖国神社に対し、現行法令の許す範囲において、現行法令に立脚し且つできるだけ積極的行政的配慮を加へて、合祀事務を援助しようとするものである。

ロ、要綱に示すとおり、都道府県担当事務は本質的には宗教上の許上についての神社からの懇請に對する回答事務であつて、それは地方自治法附則第十五条に基き都道府県が当該要綱にすべき性質のものである。唯その事務要領の個部においては前述したとおり法令の許す範囲でできるだけ事務を濟行して神社の要領を整理しようとの配慮が加つてゐる款である。

ニ、海軍関係の事務の担当

海軍関係については都道府県が担当する事項は合祀促進の要領に關するもののみであつて、その他は引揚援護局及び引揚援助部で担当するものは従来と変わらぬ。

三、神社の事務の現況と今後の都道府県の責務

イ、従前合祀事務が挙げて神社の責任となつたことは通知のとおりであり、従つて合祀推進事務については都道府県は正しく公衆行政の制度その趣意又は尊重を神社に送り、神社にこれに基づいて合祀促進を遂行するに努むるに今日まで進んで来たのであるが、今やこの形に於いて合祀促進は事實上行き詰りの状態に立到つてゐる。その要綱を以て、都道府県から送られた公報等に通知が多いため、要領が多し、階級、死亡事由、死亡年

目日、死亡地に誤りが多し、(神社ではその遺名録の中から一見して比較的誤りが少く、ちうと判断するもののみを抽出して祭神を決定し且つこれを遺名録の台帳簿者名録と照合、異様しつて事務を進めて来たのであるが事実においては合祀名に発見されれば異様を申込まれること)の重複又は誤りの件数が決して少なくないという状況であり、神社としてはもはや、合祀事務の能率的処理は固まりのこと、正確な処理についての自信ある作業の進行が不可能であるとの嘆息を感ずるに至つたのである。

賈に又神社として事務処理に難渋してゐる一面はその至費の長にある。終戦前段階に於つたこの至費を現在にまづして奉陪公の寄付に財源を求めて進めてゐるが、奉陪公の求取については知られてゐるとありである。

ロ、敗戦に引籠りを占領下の情勢では神社合祀の困難に復興関係機関が関与するが如きは、限りもよらぬことでありその難務でそのまゝ今日まで来たのであるが、前述の神社の事務の現況と一般の合祀促進の強い要望に起つて、固としてなし得る援助をなすべきであるとの考案の下に三十一年度以降は前例に倣はば立場において国及び都道府県が神社の合祀事務を援助することに決つた次第である。

ハ、都道府県令の事務については、多くはうらまでもなく合祀事務の中核たる祭神決定の事務の實質的責任を担つてゐるのである。

靖国神社合祀についての個人的或は宗教的意見は如何故にあつても別であるが、固又は地方公共団体の立場において、固事に拘りた祭神決定が、現実に国民衆衆の中心に在る靖国神社に合祀される事務を取扱う場合の態度としては正に慎重な心持をもつて正確な事務処理に努めることは当然のことである。今日都道府県事務の實質的責任が重くはつたことにも鑑み、この兵方選挙のなりこの文期を早らしたじ次第である。

ニ、事務の内容について

1. 原簿について

原簿の目的、内容については発言を要しないことである。

この原簿の事情二三を詳し、援護を、慰撫を関係事務とも併せた総合の原簿として新たなものを原簿でなれば最も好都合であらうが、かく既存のものに依るを得ないと思はれる。

既存のものを利用する場合に従前の課内の繰取その他の行きがかりに拘り或は別様主

一 兼の弊に陥つて原簿選定に妥当を欠くことがあつてはならぬ。この際適当な資料を相互
 取調を仰ぐことに躊躇せず最も適当なものとを以て原簿とし、以て全帳としての原簿を留
 ぎ正確な処理が出来るようにすることが所望である。

二 合祀予定者の遺族資格条件について

イ 靖国神社としては現存の事務処理が紛糾して居るのに鑑みこの際たとひこの秋の合祀
 を中止しても將來の真正な合祀実施の準備を進めたいとの考之をも併つたのであるが、
 殊に又秋の合祀を全行なわねりことも如何かと考へから簡便この際従来まだ一人の合祀
 者も無い陸軍省の死亡簿の中へこの秋の合祀者を追加することに決定した試である。

ロ 事務要領に於いてこの秋の合祀予定者選考の院部を昭三九三以降昭三五三までの間の
 外此間改書と規定したのは神社に於ける一統合祀（總葬）の消んだ区分に従つたもので
 ある。

總葬は次のとおり行われて居る。

戦 役 時 期	招魂式が行われた日次
昭二〇九三—二五五三	昭三四、六、四
・三三六一—三四五三	・二五、六、四
・三四六一—三五五三	・二六、六、四
・三五六一—二六五三	・二七、六、四

従つて選考に於つては要領に指定した戦役時期の区分を厳行せられたり。

ハ 合祀予定者の資格基準については従前例に倣うものではあるが当面原簿整理に
 多忙な前において選考すべきこの秋の合祀者に限りその基準を簡明にして、根據改、見
 給の裁定者としたのである。

三 予算について
 勿論の基準では、当然合祀せらるべき者でありながらその選に疎れる者が出ると思
 われるが、それらは今台し別別の機会に合祀せらるることになる筈である。

本年陸軍省事務委託書の中に新たに追加されたものに、戦没者調査費と移住導入費の
 予算について

戦没者調査費は陸軍省に於ける事務委託費である。

戦没者調査費は陸軍省に於ける事務委託費である。昭三〇年あり及び昭三十四年とほゞい得たりが、事務計画を適切
 なししめること及びその他の委託との総合運用の宜しきを得ることによつて戦没者調査の事務
 処理が可能であるかと考へられる。殊になびり若し仮りに合祀選定状況の急変にせよ、復次
 軍人の原簿証書の整理にせよ、これら二個々に善処動座するようなことをするとすれば予算
 は別表に合致することになるであろう。

【192】靖国神社合祀事務に対する協力について（昭和31年4月19日援発第三〇二五号厚生省引揚援護局長発都道府県宛）

援発第三〇二五号
昭和三十一年四月十九日
厚生省引揚援護局長

靖国神社合祀事務に対する協力について

標記について、別号「靖国神社合祀事務協力要綱」及び「昭和三十一年度における旧陸軍靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領」により処置せられたる通知をします。

通知先 都道府県
復興連絡局
同 支 部
靖国神社

【193】靖国神社合祀事務協力要綱（昭和31年4月19日援発第三〇二五号別冊第一）

援発第三〇二五号別冊第一
靖国神社合祀事務協力要綱

（事務協力についての基本観念）
一 復興業務関係諸機関は、法令に基くその本然の業務の限界にかからず、かつ、なし得る限り好意的な配慮をもつて、靖国神社（以下神社という）合祀事務の推進に協力する。

（事務処置の时期的基準）
二 協力事務の処置にあつては、今次戦争戦没者の大部の合祀が、昭和三十一年度以降、概ね、三年間に了るべきことを基準とする。

（協力事務の内容）
三 協力事務の主体は、戦没者の身上事項の調査に関する事務とする。その外、合祀通知状の遺族への交付についても、事情の許す限り神社に協力するものとする。

（事務要領の大綱）
四 事務要領の大綱は次のとおりとする。
一 神社は、その合祀者決定のため、戦没者であつて一定の合祀資格条件に該当する者及びその者の身上に関する事項を、引揚援護局に照会する。
二 前号照会に対し、旧陸軍関係については都道府県、旧海軍関係については引揚援護局及び地方復興部がそれぞれ担当して調査し、その結果を所定のカードに記入して、これを、引揚援護局にかいてとりまとめ神社に回付する。
三 神社は、引揚援護局より回付された戦没者のカードによつて合祀者を決定し、春秋二季に、合祀の祭典を執行する。
神社は、右の合祀の都度、合祀者名簿を引揚援護局及び都道府県に送付し又合祀通知状を都道府県に送付して、遺族への交付を依頼する。

（事務要領の細部）
五 引揚援護局は、神社と連絡して、前号にもとづく事務要領の細部につき、必要な事項を適時決定し、協力事務処置全般の調整を図る。（予算）
六 引揚援護局及び都道府県の本事務処置の経費は、国費負担とする。

【194】昭和三十一年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領（昭和31年4月19日援発第三〇二五号別冊第二）

援発第三〇二五号別冊第二

昭和三十一年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領

（要旨）

一 都道府県は、所管内全戦没者の身上事項の記載された原簿を設定するものとし、その大部分の整備を、概ね年度前半（四月、九月）にかけて行い、引続きこれが準備を行う。

都道府県は、右原簿整備の了否にかかわらず、昭和三十一年秋季合祀者についての選考を行い、そのカード（以下「祭神名票」という）を調製して、六月末までに引揚撥設局に送付する。

昭和三十一年春季合祀者の選考は、原簿の整備に伴いこれを始めるものとし、その祭神名票の送付期限を、十一月末日までと予定する。

（原簿内容についての要件）

二 都道府県が設定整備する原簿は、所管内在籍戦没者を網らし、かつ、これによつて直ちに祭神名票の各項目（少くもその大部）の記載ができるものであることを要する。

これがため、個々の内容は原則として、少くとも、次のようなものであることを必要とする。

記職事項

イ 左の事項が記載されてあること。

戦没者の氏名、官等級、本籍、生年月日、死亡時所属部隊、傷病名、傷病地及び受傷年月日（除戦死者）、死亡地及びその事由、死亡年月日、靖国神社合祀の済否

ロ できれば遺族の続柄、氏名、現住所が記載されてあること。

精度

記職事項の内容は正確であること。これがため、終戦後死亡処理せられたものにあつては、その「官等級、死亡地及びその事由、死亡年月日」について確実な再審査（例えば、年金、弔慰金、扶

助料の請求書進達に伴う中央の審査その他最近における中央原簿との再照会など）を経由したものであつて、過誤がないと確信できるものであること。

（原簿の設定）

三 靖国神社（以下「社」という。）合祀事務のための原簿設定にあつては二の「原簿内容についての要件」の充足を主眼とし、かつ、この際、この原簿が戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という。）「恩給法等事務の原簿と適合されたものであるれば、最も有利である点にも留意する。

即ち、具体的に、都道府県は、それぞれの実情に照し、次のような点を考慮してその原簿とする。

一 戦没者調査票 これら受給者調、遺族等調等を貼付ける。

二 戦没者原簿又は兵籍、戦時名簿 援護法、恩給法の規定諸元その他確実な公的資料の記事を転載して総合的な原簿となつてゐるもの。

三 引揚撥設局は、援護法等関係書類の送達の際、都道府県から提出された戦没者調査票であつて、將來も引続き、これを撥設局に留置しておく必要ありと認められるものについては、都道府県の要請に応じ、これを複製して都道府県に送付する。但し、その時期は、九月以降と予定し、細部については、別に定めるところによる。

都道府県は、亡失した戦没者調査票を複製し又は宗調製のものを作成する。

都道府県は、その保有する戦没者調査票のうち、援護法、恩給法関係の進給事務に関係のないものであつて、しかも、本人が神社合祀に關係するものについては、その者の戦没者調査票の記載事項を、再審査するものとする。これがため、終戦後死亡処理されたものにあつては、これを引揚撥設局（未帰還調査部）に送付してその原簿

との照合確認を得るものとする。その細部については、別に定めるところによる。

職没者調査票以外のものを原簿とした場合においても、右に準じてこれを整備するものとする。

(合祀済の旨の登記又はその点検)
五 滿洲事変直後より、昭和三十年十月までに合祀が済んだものについては、その祭神名票を、神社又は引揚振設局から、四月以降八月までの間に逐次都道府県へ送付する。(送付する総数は約八十五万と予想する。)

都道府県は、右祭神名票により、合祀の済否について、原簿の記事を点検補修するものとする。

なお、送付された祭神名票のうち、昭和三十年(四月、十月)合祀に係るものについては、その遺族欄に、遺族の続柄、氏名を補修記入するものとする。

右の全作業が終了後、祭神名票はこれを一括神社へ送付する。

(合祀予定者の選考基準)

六 職没者中一定の合祀資格条件に該当する者(以下合祀予定者という。)として選考する場合のその条件は、昭和三十一年秋季の合祀予定者に限り左のとおりとし、昭和三十一年春季以降、合祀予定者については、別に定めるものとする。

1 死亡時期についての条件

昭和二十年九月三日より、同二十六年五月三十一日までの間に、

外地において死亡した者。

2 身分及び死亡事由についての条件

軍人、軍属であつて、援護法又は公務扶助料の裁定が終つていない者(但し、援護法第四條第二項及び同附則第20項該当者を除く。)

(祭神名票の記入)

七 都道府県は、原簿について、前述の条件に合致する合祀予定者を選考し、その祭神名票を調製して、引揚振設局へ送付する。その送付期限は、昭和三十一年秋季合祀予定者のものは六月末日までとし、

昭和三十一年春季合祀予定者のものは、十一月末日までと予定する。

祭神名票記入要領は左による。

1 「合祀」欄「祭神簿」欄は空欄とする。

2 勲功は省略する。

3 「傷病及傷病名」欄は、職死者以外の者につき原簿記事を転記する。

4 死亡事由は復員業務規程による死亡区分を書く。

5 「關係摺類」欄は空欄とする。

6 その他については、原簿及びその他によつてこれを記入する。

7 祭神名票を調製した者については、その旨を原簿に標示しておくものとする。

祭神名票用紙は、引揚振設局において調製し、都道府県に交付する。

(祭神名票の送付要領)

八 合祀予定者を記載した祭神名票を、引揚振設局に送付する要領は、

左による。

1 名票は、概ね、市区町村別の五十音順に排列して、適宜の枚毎にまとめて送付すること。

2 名票には、連名簿二部を添付すること。

その連名簿の記載順序は、名票の排列順によるものとし、これに都市区別の人員及び職人員を附記するものとする。

(新しい合祀者の原簿登録)

九 昭和三十一年春季以降の合祀済者については、神社からその都府送付する合祀者名簿により、これを原簿に記入整理するものとする。

(合祀通知状の取扱い)

十 都道府県は、合祀通知状を遺族へ交付する事務についての都府神社の依頼に対しては、事情許す限りこれに応ずるものとする。

その事務は、封密に宛名を記入すること及びこれを遺族へ送達することとし、遺族への交付については、一括市町村経由で行う等、便宜の手段を用いることにも留意するものとする。

【195】靖国神社合祀事務協力についての引揚援護局長通牒に関する説明資料送付について（昭和31年4月19日一次（復）第一六号厚生省引揚援護局次長発都道府県民生（同相当）部、復員連絡局、同支部宛）

一次（復）第一六号
昭和三十一年四月十九日
厚生省引揚援護局次長

靖国神社合祀事務協力についての引揚援護局長
通牒に列する説明資料送付について

要領第三〇二五号に係わる「靖国神社合祀事務協力要綱」及び
「昭和三十一年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力す
るための都道府県事務要領」に關する説明資料を別冊のとおり参
考までに送付します。

通知先 都道府県民生（同相当）部、復員連絡局、同支部

【二九六】靖国神社合祀済否の確認作業について（昭和31年4月27日業務第二一〇〇七号の一〇八厚生省引揚援護局業務第二課長発各地方復員部長宛）

業務第二一〇〇七号の一〇八

昭和三十一年四月二十七日

厚生省引揚援護局業務第二課長

各地方復員部長殿

靖国神社合祀済否の確認作業について

本年二月二十五日付二次第三一号をもつて通知した「旧海軍関係靖国神社合祀事務について」の第四項にかかる首題の件に
関し左記を知りたい。

記

一 合祀者名簿による確認作業

終戦後の合祀者については、合祀者名簿によつて確認するよう指示してあり、既に各地復とも業務を取進めておられることと思うが、今回横復で定めた方法は適当と考えられるのでこの方法によつて処理されるようその要領をお知らせするから、貴復作業と錯誤しない範囲においてなるべくこの要領によられたく、なおこの場合各地復管内世話課についてのみ、この要領によるものとし、他復管下関係のものは相互連絡のこととされたい。

(一) 地復は、靖国神社より送付の合祀者名簿を管内都道府県に送付する。

(二) 都道府県は、右の名簿を手續資料と照合して合祀者名簿の欄外下方に在籍別（横、呉、佐、舞）を表示し、名簿記載事項に誤記又は不符合の点があるときは、誤記又は不符合事項を付せん（又は別紙に誤記等の事項を記載し名簿は訂正しないこと）して名簿を地復に返送する。

(三) 地復は、返送された名簿によつて誤記、不符合事項を調査整備するとともに在籍者に対する死没者調査票及び履歴原表を整備して未合祀者の合祀手続を行う。

二 祭神名票による確認作業

(一) 祭神名票は近日靖国神社より左の区分に従つて各地方復員部宛直送される。

(イ) 在籍庁の明らかなものは当該地方復員部宛送付する。

(ロ) 在籍庁の不明なものは、本籍地によつて区分のうえ、所管の地方復員部宛送付し、その区分の困難なものは引揚援護局業務第二課がこれを受領する。

(ハ) 艦船勤務の軍属の場合は、その艦船の所属によつて区分のうえ、当該地方復員部宛送付する。

(ニ) 作業を簡単確実にするため祭神名票も前項（名簿）と同様各世話課に送付のうえ調査せしめることが適当と考える。

(三) 祭神名票は絶対に紛失等のことがないよう充分注意されたい。

写送付先 靖国神社

【197】靖国神社合祀事務処理に関連する希望質疑事項について（昭和31年6月1日）

<p>靖国神社合祀事務処理に関連する希望質疑事項について</p> <p>希望質疑事項</p> <p>一、原簿設定に内連するもの</p> <p>二、従来靖国神社に送付してある戦没者遺族の原簿、所屬簿などについて合祀による合祀の別、明らかにして原簿に転記することをお願いしたい。</p> <p>三、既合祀の戦没者送付結果の送付又は未送付のないものはないか。</p> <p>四、戦没者送付結果の送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>五、戦没者送付結果の送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p>	<p>同上に對する回答</p> <p>一、既に作成してある原簿、所屬簿などについては、現在もまだ転記してあるものがあるが、それについては、所屬簿を転記して原簿に転記することをお願いしたい。</p> <p>二、既合祀の戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>三、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>四、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>五、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p>
<p>二、祭神名等の謝表記入について</p> <p>一、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>二、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>三、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>四、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>五、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p>	<p>二、祭神名等の謝表記入について</p> <p>一、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>二、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>三、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>四、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>五、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p>

<p>三、秋季の合祀について</p> <p>一、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>二、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>三、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>四、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>五、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p>	<p>三、秋季の合祀について</p> <p>一、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>二、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>三、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>四、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>五、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p>
<p>四、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>五、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>六、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>七、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>八、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p>	<p>四、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>五、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>六、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>七、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p> <p>八、戦没者送付結果の送付結果を、戦没者送付結果のないものはないか。</p>

四 今後の合祀基準について

昭和三十三年春季合祀予定者の選考基準は昭和三十一年秋季のものに合祀重複ありそのない合祀重複ありの二種あり。又そのない合祀重複ありの二種あり。又そのない合祀重複ありの二種あり。又そのない合祀重複ありの二種あり。

1. 昭和三十三年秋季合祀に被選法を適用するに当り、昭和三十一年秋季合祀に被選法を適用するに当り、昭和三十一年秋季合祀に被選法を適用するに当り、昭和三十一年秋季合祀に被選法を適用するに当り。

2. 合祀日戦後年月日順に示す。3. 合祀の資格条件、細部と選考に示す。4. 合祀基準は簡明に示す。

五 業務の担任異について

合祀者の選考は死記に示す。1. 死七支財。2. 公報発令書。3. 除籍手続。4. 現行、本籍。

六 合祀名簿について

1. 合祀名簿は階級氏名相違なくない。2. 合祀名簿に階級氏名相違なくない。3. 合祀名簿に階級氏名相違なくない。4. 合祀名簿に階級氏名相違なくない。

四

1. 昭和三十三年春季合祀に被選法を適用するに当り、昭和三十一年秋季合祀に被選法を適用するに当り、昭和三十一年秋季合祀に被選法を適用するに当り、昭和三十一年秋季合祀に被選法を適用するに当り。

2. 合祀日戦後年月日順に示す。3. 合祀の資格条件、細部と選考に示す。4. 合祀基準は簡明に示す。

5. 合祀基準は簡明に示す。6. 合祀基準は簡明に示す。7. 合祀基準は簡明に示す。8. 合祀基準は簡明に示す。

五

1. 合祀名簿に遷居相一致する。2. 合祀名簿に遷居相一致する。3. 合祀名簿に遷居相一致する。4. 合祀名簿に遷居相一致する。

六

1. 合祀名簿に遷居相一致する。2. 合祀名簿に遷居相一致する。3. 合祀名簿に遷居相一致する。4. 合祀名簿に遷居相一致する。

七 其他

合祀通知状を送付する際若干の備忘(祭神名空白)を送付する。祭神名記載ありの合祀通知状は、選考、経後より事後通知とする。(大阪)

七

予角と送付することはない。祭記を逐次減少する旨で、予角と送付することはない。祭記を逐次減少する旨で、予角と送付することはない。祭記を逐次減少する旨で、予角と送付することはない。

【198】別紙第一 祭神名票調製上の注意事項（昭和31年6月1日）

別紙第一（様式）

昭和三十年

守 藝 郡	梅田 貴	船越	梅田 貴	守 藝 郡	梅田 貴	船越	梅田 貴
上野 茂	川上 義雄	高田 勇二郎	高橋 進	田中 一郎	坂	木下 藤吉	計三二名
吉田 三郎	岸上 又	伊藤 五郎	河野 忠利	清水 友吉	瀬尾 恵	加藤 次郎	坂
青木 房吉	各部 富雄	牛日 忠	河野 忠利	清水 友吉	瀬尾 恵	加藤 次郎	坂
舟羽 一夫	丹羽 一夫	中村 武	伊藤 五郎	河野 忠利	清水 友吉	瀬尾 恵	加藤 次郎
久米 鉄五郎	佐藤 重徳	柳 完	伊藤 五郎	河野 忠利	清水 友吉	瀬尾 恵	加藤 次郎
菅原 元	植弘 彦	見島 弘	河野 忠利	清水 友吉	瀬尾 恵	加藤 次郎	坂
長岡 初吉	角田 三三四	江島 弘	河野 忠利	清水 友吉	瀬尾 恵	加藤 次郎	坂

季合祀予定者名簿 広島県

昭和三十年

注）本表集式は一例に過ぎず。注）本表集式は一例に過ぎず。

別紙第一 祭神名票調製上の注意事項

祭神名	氏名	年齢	性別	備考
（父）	勝	一		

注）一、青又は黒インクを用いること。
二、横書きで、丁寧に記すこと。
三、氏名は、姓を記載し、名を省略すること。
四、学年用数字は、昭和三十一年に記入すること。
五、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
六、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
七、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
八、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
九、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十一、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十二、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十三、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十四、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十五、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十六、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十七、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十八、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十九、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
二十、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。

【199】別紙第二（様式）（昭和31年6月1日）

別紙第二（様式）

昭和三十年

守 藝 郡	梅田 貴	船越	梅田 貴	守 藝 郡	梅田 貴	船越	梅田 貴
上野 茂	川上 義雄	高田 勇二郎	高橋 進	田中 一郎	坂	木下 藤吉	計三二名
吉田 三郎	岸上 又	伊藤 五郎	河野 忠利	清水 友吉	瀬尾 恵	加藤 次郎	坂
青木 房吉	各部 富雄	牛日 忠	河野 忠利	清水 友吉	瀬尾 恵	加藤 次郎	坂
舟羽 一夫	丹羽 一夫	中村 武	伊藤 五郎	河野 忠利	清水 友吉	瀬尾 恵	加藤 次郎
久米 鉄五郎	佐藤 重徳	柳 完	伊藤 五郎	河野 忠利	清水 友吉	瀬尾 恵	加藤 次郎
菅原 元	植弘 彦	見島 弘	河野 忠利	清水 友吉	瀬尾 恵	加藤 次郎	坂
長岡 初吉	角田 三三四	江島 弘	河野 忠利	清水 友吉	瀬尾 恵	加藤 次郎	坂

季合祀予定者名簿 広島県

昭和三十年

注）本表集式は一例に過ぎず。注）本表集式は一例に過ぎず。

別紙第一 祭神名票調製上の注意事項

祭神名	氏名	年齢	性別	備考
（父）	勝	一		

注）一、青又は黒インクを用いること。
二、横書きで、丁寧に記すこと。
三、氏名は、姓を記載し、名を省略すること。
四、学年用数字は、昭和三十一年に記入すること。
五、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
六、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
七、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
八、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
九、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十一、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十二、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十三、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十四、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十五、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十六、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十七、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十八、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
十九、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。
二十、年齢は、昭和三十一年の誕生日を以て計算すること。

【200】靖国神社祀事務処理に関する希望質疑事項に対する回答送付について（昭和31年6月4日復員第四〇八号厚生省引揚援護局復員課長発各都道府県世話（社会、援護、厚生援護、厚生世話）課（部）長、未帰還調査部長宛）

復員第四〇八号
 昭和三十一年六月四日
 厚生省引揚援護局復員課長
 未帰還調査部長 殿
 各都道府県世話社会援護厚生援護官室長 殿
 靖国神社祀事務処理に關する希望質疑
 事項に対する回答送付について
 標記のことについて、復員第三二六号により、各都道府県より
 提出された希望質疑事項に対する回答を取まとめたので、
 別紙のとおり送付する。
 これにより、各都道府県へ、個々回答は省別各送付して、
 ご了承願う。

字 各連絡局 同支部

【201】陸軍関係祭神名票（昭和三十年四月、十月合祀済の分）の送付について（昭和31年6月19日復員第四二八号〔厚生省〕引揚援護局復員課長発各都道府県世話（社会、援護、厚生援護、厚生世話）課（部）長、未帰還調査部長宛）

復員第四二八号
 昭和三十一年六月十九日
 引揚援護局復員課長
 各都道府県世話（社会、援護、
 厚生援護、厚生世話）課（部）長 殿
 未帰還調査部長 殿
 陸軍関係祭神名票（昭和三十年四月、十月合祀済の分）
 の送付について
 昭和三十一年四月十九日附、後発第三二五号別冊第二の第五
 項による昭和三十一年合祀に係る祭神名票を別紙別紙送付のとおり
 送付する。（現品別送）
 おつて左記により取扱願う。

記

一 遺族欄は、遺族の続柄、氏名、住所を神確記入願う。
 二 記載事項中の誤記、脱落及び名票の重複等のあった場合は、
 昭和三十一年五月十六日靖調第九八六号「陸軍関係祭神名票
 送付の件」左記第一、二項により実施願う。

【202】別紙〔昭和三十年四月、十月合祀済の分、内訳表〕（昭和31年6月19日）

氏名	昭和三十年四月合祀済の分		昭和三十年十月合祀済の分		合計
	管理番号	人数	管理番号	人数	
水原 隆	1-1-159	159	1-1-103	103	32
水原 隆	1-1-161	161	1-1-103	103	369
水原 隆	1-1-162	162	1-1-103	103	1027
水原 隆	1-1-163	163	1-1-103	103	406
水原 隆	1-1-164	164	1-1-103	103	775
水原 隆	1-1-165	165	1-1-103	103	1027
水原 隆	1-1-166	166	1-1-103	103	1288
水原 隆	1-1-167	167	1-1-103	103	1288
水原 隆	1-1-168	168	1-1-103	103	1288
水原 隆	1-1-169	169	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-170	170	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-171	171	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-172	172	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-173	173	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-174	174	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-175	175	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-176	176	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-177	177	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-178	178	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-179	179	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-180	180	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-181	181	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-182	182	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-183	183	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-184	184	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-185	185	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-186	186	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-187	187	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-188	188	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-189	189	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-190	190	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-191	191	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-192	192	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-193	193	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-194	194	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-195	195	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-196	196	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-197	197	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-198	198	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-199	199	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-200	200	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-201	201	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-202	202	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-203	203	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-204	204	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-205	205	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-206	206	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-207	207	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-208	208	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-209	209	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-210	210	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-211	211	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-212	212	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-213	213	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-214	214	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-215	215	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-216	216	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-217	217	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-218	218	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-219	219	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-220	220	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-221	221	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-222	222	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-223	223	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-224	224	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-225	225	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-226	226	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-227	227	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-228	228	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-229	229	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-230	230	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-231	231	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-232	232	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-233	233	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-234	234	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-235	235	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-236	236	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-237	237	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-238	238	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-239	239	1-1-103	103	2472
水原 隆	1-1-240	240	1-1-103	103	2472

【203】靖国神社合祀事務のための戦没者調査票の整備について（昭和31年7月11日復員第四七九号厚生省引揚援護局復員課長発各都道府県世話（社会、援護、厚生援護、厚生世話）課（部）長宛）

復員第四七九号
 昭和三十一年七月十一日 厚生省引揚援護局復員課長 殿

靖国神社合祀事務のための戦没者調査票の整備について
 標記のことについて、援護第三〇二五号別冊第二の四に於て、引揚
 援護局に留置を必要とする戦没者調査票については、九月以降複製し
 て送付するよう示されているが、当局における作業力の関係上、現状
 においては九月以降も相当遅くなる見込である。

然し、都道府県においては早期の送付を希望され、状況によつては自
 体で複製してもよいという意向のところも相当数あるように気がわ
 れるので、左記条件による戦没者調査票の貸出について貴意を得たく
 望む。

貸出希望の有無、希望の向は希望月日及び戦没者調査票用紙の要否を
 七月末日までに通知されたく、照会する。

貸出は軍属の可決のものに限る。（昭和三十年法律第百四十四号該
 当を含む。）

注却下のものについては、一応合祀基準外と思われ且つ判令法案
 の繼續審議のこともあるので、今回は手をつけなす。

貸出期間は都道府県の作業日数（到着から返送まで）概ね十日以内
 とする。

戦没者調査票用紙は必要の向には印刷配布する。

通知先 各都道府県世話（社会、援護、厚生世話、厚生援護）課（部）長
 参考 連絡局、同支部

【205】靖国神社合祀予定者祭神名票処理現況（昭和31年7月18日現在）

靖国神社合祀予定者祭神名票処理現況
昭和31年7月18日現在
復興課

種別	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地
種別	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地
甲	香取	鹿嶋	水戸	宇都宮	東京	大阪	京都	奈良	和歌山
乙	山形	秋田	岩手	宮城	福島	茨城	群馬	栃木	千葉
丙	茨城	群馬	栃木	千葉	東京	大阪	京都	奈良	和歌山
丁	和歌山	奈良	京都	大阪	東京	千葉	群馬	栃木	茨城
戊	千葉	群馬	栃木	茨城	福島	宮城	岩手	秋田	山形
己	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	群馬	栃木	千葉
庚	山形	秋田	岩手	宮城	千葉	群馬	栃木	茨城	福島
辛	秋田	山形	岩手	宮城	千葉	群馬	栃木	茨城	福島
壬	山形	秋田	岩手	宮城	千葉	群馬	栃木	茨城	福島
癸	山形	秋田	岩手	宮城	千葉	群馬	栃木	茨城	福島
甲	香取	鹿嶋	水戸	宇都宮	東京	大阪	京都	奈良	和歌山
乙	山形	秋田	岩手	宮城	福島	茨城	群馬	栃木	千葉
丙	茨城	群馬	栃木	千葉	東京	大阪	京都	奈良	和歌山
丁	和歌山	奈良	京都	大阪	東京	千葉	群馬	栃木	茨城
戊	千葉	群馬	栃木	茨城	福島	宮城	岩手	秋田	山形
己	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	群馬	栃木	千葉
庚	山形	秋田	岩手	宮城	千葉	群馬	栃木	茨城	福島
辛	秋田	山形	岩手	宮城	千葉	群馬	栃木	茨城	福島
壬	山形	秋田	岩手	宮城	千葉	群馬	栃木	茨城	福島
癸	山形	秋田	岩手	宮城	千葉	群馬	栃木	茨城	福島
合計									

【206】不備削除名票内容別区分表（昭和31年7月18日現在）

不備削除名票内容別区分表
昭和31年7月18日現在
復興課

種別	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	
種別	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	合祀地	
甲	香取	鹿嶋	水戸	宇都宮	東京	大阪	京都	奈良	和歌山	奈良	和歌山	大阪	京都	宇都宮	水戸	鹿嶋	香取	和歌山	奈良	京都	
乙	山形	秋田	岩手	宮城	福島	茨城	群馬	栃木	千葉	和歌山	奈良	京都	大阪	宇都宮	水戸	鹿嶋	香取	和歌山	奈良	京都	
丙	茨城	群馬	栃木	千葉	東京	大阪	京都	奈良	和歌山	和歌山	奈良	京都	大阪	宇都宮	水戸	鹿嶋	香取	和歌山	奈良	京都	
丁	和歌山	奈良	京都	大阪	東京	千葉	群馬	栃木	茨城	和歌山	奈良	京都	大阪	宇都宮	水戸	鹿嶋	香取	和歌山	奈良	京都	
戊	千葉	群馬	栃木	茨城	福島	宮城	岩手	秋田	山形	和歌山	奈良	京都	大阪	宇都宮	水戸	鹿嶋	香取	和歌山	奈良	京都	
己	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	群馬	栃木	千葉	和歌山	奈良	京都	大阪	宇都宮	水戸	鹿嶋	香取	和歌山	奈良	京都	
庚	山形	秋田	岩手	宮城	千葉	群馬	栃木	茨城	福島	和歌山	奈良	京都	大阪	宇都宮	水戸	鹿嶋	香取	和歌山	奈良	京都	
辛	秋田	山形	岩手	宮城	千葉	群馬	栃木	茨城	福島	和歌山	奈良	京都	大阪	宇都宮	水戸	鹿嶋	香取	和歌山	奈良	京都	
壬	山形	秋田	岩手	宮城	千葉	群馬	栃木	茨城	福島	和歌山	奈良	京都	大阪	宇都宮	水戸	鹿嶋	香取	和歌山	奈良	京都	
癸	山形	秋田	岩手	宮城	千葉	群馬	栃木	茨城	福島	和歌山	奈良	京都	大阪	宇都宮	水戸	鹿嶋	香取	和歌山	奈良	京都	
合計																					

【207】昭和三十二年における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領（昭和32年2月14日援発第三〇〇八号厚生省引揚援護局長発各都道府県、復員連絡局、同支部宛）

援発才三〇〇八号

昭和三十二年二月十四日

厚生省引揚援護局長

昭和三十二年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領

係記のことについては昭和三十一年四月十九日援発才三〇二五号別冊才二「昭和三十一年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領」及び昭和三十一年八月八日援発才三〇四六号「旧陸軍関係昭和三十一年春季靖国神社合祀事務について」によるのほか、左記のとおり定めながら通知する。

(要旨)

- 一 都道府県は既に設定せる原簿を整備するとともに新合祀者を登録整理し、且つ昭和三十二年秋季及び昭和三十三年春季合祀予定者の合祀事務を実施する。
- 二 昭和三十三年春季合祀予定者の遺考基準及び遺考数並びに祭神名票の送付時期については別に示すところによる。
- 三 昭和三十三年秋季合祀予定者の遺考基準及び遺考数（昭和三十三年秋季合祀予定者の遺考基準及び遺考数は次のとおりとする。）
 - 1 合祀予定者の遺考基準
 - 合祀予定者の死亡時期、身分及び死亡事由は昭和三十三年春季合祀予定者に同じとする。
 - 2 合祀予定者の遺考数
 - 概ね二十万と予想するが、各都道府県においては前項遺考基準に該当する者の全数とする。

(祭神名票の記入)

三 祭神名票の記入は従前の例による。

(祭神名票の送付)

四 祭神名票の送付の要領は従前の例によるものとし、昭和三十三年秋季合祀予定者の送付は次の期限を遵守すること。

合祀予定者数の二分の一以上 五月十五日まで
 残 余 七月末日まで

通知先 各都道府県 復員連絡局 同支部

【208】昭和三十三年秋季合祀予定者の追加等の事務の細部について（昭和32年4月26日復員第二六三号厚生省引揚援護局復員課長発都道府県主務課長宛）

復員才二六三号
 昭和三十三年四月二十六日
 厚生省引揚援護局復員課長
 都道府県主務課長 殿

昭和三十三年秋季合祀予定者の追加等の事務の細部について

一 本年二月十四日復員才九四号により調査した「戦没者のうち靖国神社未合祀者の状況」は現に各一部未着のものがあるがその全図集計は別紙のとおりである。

二 昭和十六年十二月七日以前の戦没者で未合祀者が相当数に達し還魂の早期合祀についての要望も切なるものがあるため本年秋季の合祀に際してはその選考基準該当者に関する限り脱漏のないよう留意されたい。

三 本年春季合祀予定者として送付された発神名單にも相当数の重複が爾後において発見されるような状況であったが本年秋季合祀予定者として追加されたものには特に重複のものが多いためである点に留意して、今後の処理については更に細心の注意を加えたい。

四 明年春季以後の合祀予定者の選考基準については目下靖国神社と訂合せ検討中であるが個別審査となるものが多いので発神名單をなるべく詳細に且つ諸元に脱漏のないよう逐次整備を進められたり。

【209】別紙 戦没者中靖国神社未合祀者の状況（昭和32年4月24日現在調）

別紙 戦没者中靖国神社未合祀者の状況

戦没者種別	性別	昭和32年4月24日現在		合計	
		戦前	戦中		
戦没者種別	性別	昭和32年4月24日現在		合計	
		戦前	戦中		
戦没者種別	性別	昭和32年4月24日現在		合計	
		戦前	戦中		
戦没者種別	性別	昭和32年4月24日現在		合計	
		戦前	戦中		
戦没者種別	性別	公務戦没者	8,927.50	2,844.44	3,172.92
		戦没者	2,481	794	2,403
		部下戦没者	4,822	2,481	4,128
		本籍未詳戦没者	2,481	2,481	4,348.44
		小計	12,167	2,481	3,727.92
戦没者種別	性別	在籍戦没者	1,504	1,204	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	2,481
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		小計	1,504	1,504	1,504
戦没者種別	性別	在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		小計	1,504	1,504	1,504
戦没者種別	性別	在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		小計	1,504	1,504	1,504
戦没者種別	性別	在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		小計	1,504	1,504	1,504
戦没者種別	性別	在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		小計	1,504	1,504	1,504
戦没者種別	性別	在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		小計	1,504	1,504	1,504
戦没者種別	性別	在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		在籍中死	1,504	1,504	1,504
		小計	1,504	1,504	1,504

備考
 1. 戦没者種別は、公職、海軍、陸軍、航空、その他と分類する。
 2. 戦没者種別は、戦前、戦中、戦後と分類する。
 3. 上記の数字は、昭和32年4月24日現在の数字である。

【二一〇】合祀に関する第一回打合会経過の件報告
(昭和32年6月4日)

昭和32年6月3日起案
6月4日決裁

合祀に関する第一回打合会経過の件報告
首題の件別紙議事録に依り報告致します

④議事録印刷 二十部
配布先
宮司、権宮司、鈴木、木曾、阿部、水気三課長各一部
奉賛会六部

【二一一】合祀事務に関する厚生省引揚援護局関係者との第一回連絡会議録(昭和32年6月4日)

合祀事務に関する厚生省引揚援護局関係者との第一回連絡会議録

一期日 昭和三一、六、三日 午前十時
一場所 社務所書院の間
一出席者
援護局側

(陸軍)一復 板垣復員課長 三浦事務官 浜田事務官
(海軍)二復 村岡業務第二課長 阿部事務官 大塚事務官
奉賛会側
岩重事務総長 名雪、小脇、中村、今村の各課長
社側
池田権宮司 鈴木調査部長 木曾次長 阿部第一課長

議事録

一 池田権宮司より挨拶並に来年秋迄に大方の合祀終了希望を述べ。
二 奉賛会岩重事務総長より挨拶並に募金の経過説明。
三 別紙に依りこれまでの合祀基準等及び陸海軍未合祀数調査表の説明並に確認質問。

(木曾次長)

- 1、海軍側応答(阿部事務官)
右十四万の数は概ね正しいと思ふ。
- 2、陸軍側応答(板垣課長)
(イ)未報告の県を約七パーセントと見込み約三万を加へればよい。
(ロ)従来の合祀基準該当数は概ね三十六万でよいと思ふ。
(ハ)従来の合祀基準外の数は八万は多過ぎると思はれる
即ち内地三万沖繩二万で約五万である。
(ニ)本表の(2)については
外地(戦地)にて死亡した者で遺族がないと思はれる者約三万(未請求)
今後公報が発令されるもの約二万
右合計五万となる。従って本表の四万七千の数と大差はない。

(注)今後の資料(名票)提出の見通しについて
○昭和三十三年秋合祀予定(名票送付)は二十七、八万とする(外地(戦地)に於て戦死、戦病死した者)。

○昭和三十三年四月には約七、八万位。
○昭和三十三年十月には約二、三万位(主として軍属で戦闘参加者)。

○内地の在郷死(基準による三年以内の件)は三年頃には提出出来ると思ふが尚期間があるから更に研究したい。

○現在未帰還者が約三万五千位有るがそれらの者の個人審査が必要である為相当の日数を要するのではないか。

四 海軍側応答(阿部事務官)

1、確認作業を各地復で行って居るが未だ完了してゐないので正確な数字を出す段階に至つてゐないが統計表に依る数では旧基準に該当するものは約十二万五千である。

2、今秋及び来春の名票提出数は四万宛とするも實数は三万五千しか出せないのではないかと思はれる。
五 ノモンハン関係について相当数未合祀があるのではないか。又その資料提出の時期はどうか。

(鈴木部長)

1、三浦事務官応答
今度の中に約八千合めてあることになつてゐるが、調査しなければ詳細はわからない即ち既に合祀済がかなり出るのはないかと思はれる。

六 鈴木部長より援護法の概略について説明を求む。

陸軍側三浦事務官応答
1、内地の平病死
2、四条二項で

公務ではないが自己の重大なる過失でない者戦犯は二十八年から責任自殺は三十年から年金を支給されてゐるが現在合祀の対象外である。
七 朝鮮、台湾人で未合祀の資料はあるか。

(鈴木部長)

陸軍側応答(板垣課長)
1、朝、台人の戦死者の資料は陸軍関係には有るが遺族が不明であり戦死状況詳細なる資料はない。

2、海軍も陸軍と同様である。
八 神社、奉賛会として今後の未合祀数を一般に説明する場合
約七十万で可なりや。
約七十万にて可なり。（板垣課長）
（村岡課長）

九 奉賛会側質問

合祀完了奉告祭の件如何
池田権宮司応答

1、神社は創立九十年に相当する昭和三十四年に致し度き
希望。

十 神社の事務能力では一期二十五万が最大である。従って本
年秋季予定として提出される陸軍二十八万、海軍四万の中
陸軍は二十一万を合祀し残余は次に廻したいと思ふ。（木曾
次長）（板垣課長）

各県世話課は名票を提出しただけ全部合祀になると思つて
居り遺族等にも話ししてゐる場面があり具合が悪いと思ふ。
神社で後廻しにしたと云ふことになつても神社も御迷惑に
なるから約八万の提出時期を予定より遅らせて、しかもこ
れは次期になるのだと云ふ事を各県に通牒することとする。

十一 学徒動員等準軍属として取扱はれてゐるものは将来軍属
の身分を附する手續が行はれることとなるか。（木曾次
長）（板垣課長）

陸軍軍属（無給）の身分となる。
十二 本会をこれからも出来るだけ度々行ひ度い。その時は神
社で行い度い。（鈴木部長）

正午第一回連絡会議を終り中食後散会す。

【二二二】別紙 靖国神社合祀に関する資料並びに
基準の概要（昭和32年6月4日）

別紙

靖国神社合祀に関する資料並びに基準の概要

一、資料について

1. 終戦前

各部隊長からの申告された資料に基き陸海軍省に於て審査
し上奏御裁可によつて合祀を決定。

2. 終戦後昭和三十一年四月合祀まで

各縣地方世話部長より（町村長が作製したもの）単票を以
て進達されたこともあつたが機構改正等により其の後世話
課長から連名簿（公報発令原簿によるもの）を以て進達さ
れるようになった。

3. 昭和三十一年十月合祀より

各縣世話課（海軍は地方復員部）の所有する原簿に既合祀
の登載を行ひ未合祀名票を作製し一定の枚数を援護局を經
由して神社に進達することになった。

二、基準について

1. 終戦前

陸海軍省に於て一定の基準を定めていた。

2. 終戦後

右基準を踏襲することとしその基準中左の事項に該当する
者を先ず対象として取扱てゐる。
身分が軍人軍属であつて左に該当する者。

(一) 戦地及び事変地に於ける戦死戦傷死及び戦病死者。
(二) 内地歿者

(1) 敵の攻撃により死歿したことが確認された戦死、戦
傷死者。

(2) 発病（受傷）が戦地若しくは事変地の勤務に基因し
発病（受傷）後三年以内の死歿者。

3. 左の事項等については別に国家的審議機関が設けられ個々
について審議決定されることになるものと予測される。

(1) 外地発病で三年以上経過の在郷死者
(2) 内地部隊での病死者

(3) 終戦時自決した軍人軍属
(4) 戦犯処刑者
(5) 演習訓練中の事故死者
(6) 其の他

【1111】 兵 隊 (昭 和 38 年 9 月 4 日)

兵 隊		
陸 軍	505.556	}
海 軍	145.000	
		650.556

内 訳

陸 軍		367.164
(1) 従来の合祀基準該当		
(イ) 16.12.7以前	(戦 地)	7.263
" "	(外地罹病地)	3.636
(ロ) 自16.12.8	(戦 地)	292.238
" "	(外地罹病地)	22.320
(ハ) 20.9.3以後	(戦 地)	23.600
" "	(外地罹病地)	18.107
(2) (公扶等未済定・未請求又は却下で詮議の対象に考へられるもの)		47.666
(3) 従来基準外 (但し学徒動員等を含む)		80.726
(イ) 軍 人 軍 属		55.738
(ロ) 準 軍 属		34.988
海 軍		145.000

社 会 に て 保 有 の 資 料 2.748

註 陸 軍 は、北 海 道 (渡 島 支 庁)、京 都、徳 島、高 知、大 分 が 報 告 未 着 の た め、そ の 数 は 含 ま れ て る な い。

【214】昭和三十三年秋季合祀予定者の数について（昭和32年6月6日復員第三七三号厚生省引揚援護局復員課長発都道府県主務課長宛）

復員才三三三三号
昭和三十三年六月六日
厚生省引揚援護局復員課長
各都道府県主務課長 殿

昭和三十三年秋季合祀予定者の数について
（援発才三〇〇〇号才三〇〇〇号才三〇〇〇号才三〇〇〇号）

昭和三十三年秋季の合祀予定者の選考については、当初選考基準に該当するものの全数とされていたが、各都道府県の台帳整備の進捗、状況は必ずしも同一ではなく、このままでは合祀事務上著しい差がで、このまじくはない事態が生ずることも懸念されるので、このたびあらためて合祀予定者の選考基準を示されたものである。

従前の努力によつて業務進捗、よくの向にはまことに気の遣であるが以上の事情を了承されたい。また、最近送付される名票についてもいぜん不備なものが多散ある現況であるが、原簿整備の遅れているところも手厚を尽して事務の正確をはかり、かつ、示された合祀予定者の数に選するよう努力されたい。

なお、示された予定数については、一割前後の変動は認められるものである。かつ、援発才三、〇二五号（合祀予定追加の昭和十六年十二月七日以前の戦没者）については、かわりなく、援発才三、〇三四号別紙の予定数外であるので念のため。

復員連絡局 同支那
神田神社調査部長

【215】旧陸軍関係昭和三十三年春季靖国神社合祀事務について（昭和32年8月23日援発第三〇五〇号厚生省引揚援護局長発都道府県知事、復員連絡局、同支部長宛）

援発才三〇五〇号
昭和三十三年八月二十三日
厚生省引揚援護局長

旧陸軍関係昭和三十三年春季靖国神社合祀事務について

標記のことについて、昭和三十三年二月十四日附援発才三〇〇八号「昭和三十三年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領」によるのほか、左記のとおり定められたから通知する。

一 合祀予定者の選考基準及び選考数は次のとおりとする。

区分 死亡の時期及び場所 身分及び死亡事由 選考予定数

甲	昭和十六年十二月八日より同二十年九月二日までの間に戦没した者	軍人軍属であつて公選法第三十二条に規定する戦地（選法第三十二条に規定する戦地）に戦死した者	約八万柱
乙	昭和十六年十二月八日より同二十年九月二日までの間に戦没した者	選法第三十二条に規定する戦地（選法第三十二条に規定する戦地）に戦死した者	約二万柱
丙	昭和二十一年九月三日より同二十六年五月三十一日までの間に戦死した者	選法第三十二条に規定する戦地（選法第三十二条に規定する戦地）に戦死した者	約二万五千柱

二 祭神名票の記入及び祭神名票の送付の要領は従前の例によるものとし、その送付の時期等は次のとおりとする。

区分	送付の時期	要領
甲	昭和三十三年十一月末日	選名票の才一面に端幅一握
乙	昭和三十三年一月末日	を下記の色にぬる
丙	昭和三十三年十月末日	

通知先 都道府県知事 復員連絡局、同支部長

【二一六】別紙第一 合祀資格審査参考資料（昭和32年10月2日）

合祀資格審査参考資料

靖国神社調査部

昭和三十三年十月二日

目次

- 一、従前の合祀者資格審査経緯
（昭和二十年四月合祀迄）
- 二、終戦後の合祀未済者の調査について
（昭和三十一年四月合祀迄）
- 三、昭和三十一年十月合祀以降の資料調査について
（昭和三十三年四月合祀予定迄）
- 四、資料の残数について
- 五、終戦後既に範囲が拡大せられてゐるものについて
- 六、今後詮議を要するもの
- 七、援護法上より見たる審査を要する事項
- 八、関係援護法沿革

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)

【二一七】（合祀資格審査参考資料）一 従前ノ合祀者ノ資格審査経緯（昭和32年10月2日靖国神社調査部）

（昭和二十年十月）
一、今秋大祭舉行ニ関スル件（終戦により臨時大祭は取止めとなつた）

現戦局下従前ノ如ク臨時大祭ヲ舉行セラル、ヤ否ヤニ関シテハ戦局ノ推移ニ依ルモ概ネ現在ノ程度ニ於テハ英靈合祀ノ意義ニ鑑ミ舉行方奏請シ得ル如ク諸般ノ準備ヲ進メ其ノ決定ハ八月中旬ト予定ス

○従前ノ合祀者ノ資格審査経緯

1. 昭和十九年秋迄

別紙第一ノ靖国神社合祀資格内規（以下内規ト略称ス）及別紙第二審査上留意スベキ事項ニヨリ銓衡セリ即チ本内規ハ日清日露戦役当時ノ合祀範囲ニ鑑ミ此ノ範囲ヲ拡大セザル如ク踏襲セル満洲事変ノ分ヲ更ニ支那事変ニ及ボシ次テ大東亜戦争ニ於テハ従前ノ分ト均衡ヲ失セザル如ク又今次戦争ノ性格ヲ考慮シ、海軍側ト協議従前不文律事項ヲ成文トシ作成セルモノニシテ審査標準中勤務期間ハ支那事変後、合祀人員大ナルニ鑑ミ差当リ事変勤務ニ関係深キ死没者ヲ可及的速ニ手続スル方針ノ下ニ内定セラレタルノ一ノ梯尺ニシテ此ノ尺度以下ノ者ハ支那事変終了一括再審査スル方針ニテ保留セラレアリタルヲ昭和十九年秋以降逐次処理ス

2. 昭和二十年春

イ、大東亜戦争ニ於ケル死没者ハ前号ニ同ジ

ロ、昭和十六年十二月七日以前ノ死没者ハ別紙第三ノ如ク過去ノ戦役事変ニ於テ死没シ合祀セラレタル者トノ均衡上其ノ死因、症状等ニ関シ神格ヲ損ハザル限り左記該当ノモノハ合祀ス

- (イ) 事変地ニ勤務シ事変地ニ於テ死没セル軍人
- (ロ) 事変地ニ於テ勤務中受傷罹病シ内地ニ還送後モ終始軍療養機関ニ於テ死没セル軍人
- (ハ) 支那事変関係ノ船員タル軍属ニシテ四ヶ月以上勤務シ前各号ニ該当スル者

靖国神社合祀資格審査内規案（要約）

昭和十八年七月十五日調製
昭和十九年七月十八日修正

陸軍省

死傷戦死戦		審査区分	針	方
軍	人	合祀標準	一、本内規ハ作戦ノ推移其ノ他ニ依リ多少改変スルコトアリ此ノ場合ニアリテモ合祀範囲ヲ拡大セザル如ク又既合祀者トノ均衡ヲ失セザル如ク特ニ留意スルモノトス	一、軍人軍属等ニシテ満洲事変ニ関シ昭和六年九月十八日ヨリ昭和十六年十二月七日迄ノ間、支那事変ニ関シ昭和十二年七月七日ヨリ昭和十六年十二月七日迄ノ間ニ於テ死没シタル者及大東亜戦争ノ為昭和十六年十二月八日ヨリ死没シタル者ニシテ左記ニ該当スルトキハ之ヲ合祀ス
軍属	特別ノ者以外ハ悉ク合祀	留意スベキ事項	二、内規ハ作戦ノ推移其ノ他ニ依リ多少改変スルコトアリ此ノ場合ニアリテモ合祀範囲ヲ拡大セザル如ク又既合祀者トノ均衡ヲ失セザル如ク特ニ留意スルモノトス	2. 戦地、事変地ニ於テ特定流行病（マラリア、猖狂熱、痘瘡、コレラ、発疹チフス、腸チフス、バラチフス、ペスト、回帰熱、赤痢、流行性脳脊髄膜炎、トリパノゾーム病、ワイル氏病、カラアザール、黄熱、流行性出血熱、デング熱ヲ謂フ）ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ為死没シタル者
嚴選ノ度ヲ加フ	軍事行動ニ参加シタル期間及其ノ本質等ニツキ査定シ有宣誓、陸密軍属、無宣誓軍属ノ順位ニヨリ		三、差当リ審査上準拠スベキ標準左ノ如シ此ノ標準ニ達セザル者ハ一応保留シ後日更ニ精細ナル標準ヲ定メ詮議ス	3. 戦地事変地以外ノ地ニ於テ戦役、事変ニ関スル公務ノ為傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ避クベカラザル災厄ニ因リ死没シタル者
			四、戦地、事変地等ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情状合祀ヲ至当ト認ムベキ者	4. 戦地、事変地等ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情状合祀ヲ至当ト認ムベキ者
			二、内規ハ作戦ノ推移其ノ他ニ依リ多少改変スルコトアリ此ノ場合ニアリテモ合祀範囲ヲ拡大セザル如ク又既合祀者トノ均衡ヲ失セザル如ク特ニ留意スルモノトス	2. 戦地、事変地ニ於テ特定流行病（マラリア、猖狂熱、痘瘡、コレラ、発疹チフス、腸チフス、バラチフス、ペスト、回帰熱、赤痢、流行性脳脊髄膜炎、トリパノゾーム病、ワイル氏病、カラアザール、黄熱、流行性出血熱、デング熱ヲ謂フ）ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ為死没シタル者
			三、差当リ審査上準拠スベキ標準左ノ如シ此ノ標準ニ達セザル者ハ一応保留シ後日更ニ精細ナル標準ヲ定メ詮議ス	3. 戦地事変地以外ノ地ニ於テ戦役、事変ニ関スル公務ノ為傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ避クベカラザル災厄ニ因リ死没シタル者
			四、戦地、事変地等ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情状合祀ヲ至当ト認ムベキ者	4. 戦地、事変地等ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情状合祀ヲ至当ト認ムベキ者
			一、生死不明者、戦死確認者、戦死トアルモ戦闘ノ特質上死没ノ確度ニ疑義ヲ有スルモノハ慎重ヲ期スル為保留ス	1. 戦死又ハ戦傷ノ為死没シタル者
			二、受傷後三年以上経過ノモノハ一応保留ス	2. 戦地、事変地ニ於テ特定流行病（マラリア、猖狂熱、痘瘡、コレラ、発疹チフス、腸チフス、バラチフス、ペスト、回帰熱、赤痢、流行性脳脊髄膜炎、トリパノゾーム病、ワイル氏病、カラアザール、黄熱、流行性出血熱、デング熱ヲ謂フ）ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ為死没シタル者

考備	殺 自		死慮不及病疾ノ外以病行流定特		病行流定特	
	属 軍	人 軍	属 軍	人 軍	属 軍	人 軍
一、名票ノ配載上標準ノ判定不可能ノモノアリ之等ハ一 応後日詮議トシテ保留ス 一、陸軍通訳ハ傭人トハ全ク立場ヲ変ヘ一般ニ重視シアリ 二、馬丁ハ一般ニ重視シアルモ関東軍司令部ノ分ハ認め アラズ 三、宣撫班員ハ戦死セル場合ハ之ヲ認ムルモ其ノ他ハ一 般ニ之ヲ認めズ、一般ニ陸密軍属多シ 四、現地雇傭ノ病院看護婦ノ殉職セル者ハ個々ニ厳選セリ	軍人ニ準ス 但シ所定ノ勤務期間（流 行病ノ分ニ同ジ）及勤務 状況ヲ觀察シ厳選ヲ要ス	自己ノ重大ナル過失又ハ 破廉恥ナラザルモノハ成 ルベク合祀ス 但シ其ノ情状合祀ヲ至当 ト認ムルモノ	特定流行欄ニ同ジ	特定流行欄ニ同ジ	一、戦（事変）地ニ於テ 死歿セルモノ 二、戦（事変）地ニ於テ 勤務中受傷罹病シ内地 還送後モ終始軍療養機 関ニ於テ死歿セル軍人 一、戦地五ヶ月以上（事 変地八ヶ月但シ関特演 従事者ハ四ヶ月） 二、海上ハ四ヶ月以上 （軍属船員ハ六ヶ月以上）	一、死因症状等ニ関シ神 格ヲ損フ者ハ除ク 二、教化隊ニ收容中ノ者 ハ合祀セズ 三、発病後三年以上経過 ノモノハ一応保留
	一、性病及之ニ基因スル 精神病ハ保留ス 二、任務遂行上過失ナシ ト認メラルル不慮死ハ特 定流行病以上ニ重視ス 三、教化隊ニ收容中ノモ ノハ合祀セズ 四、発病後三年以上経過 ノモノハ一応保留ス	一、婦投後ノ責任自殺ハ 保留ス 二、情状酌量ハ慎重ニ行 フ	一、性病及之ニ基因スル 精神病ハ保留ス 二、任務遂行上過失ナシ ト認メラルル不慮死ハ特 定流行病以上ニ重視ス 三、教化隊ニ收容中ノモ ノハ合祀セズ 四、発病後三年以上経過 ノモノハ一応保留ス	一、性病及之ニ基因スル 精神病ハ保留ス 二、任務遂行上過失ナシ ト認メラルル不慮死ハ特 定流行病以上ニ重視ス 三、教化隊ニ收容中ノモ ノハ合祀セズ 四、発病後三年以上経過 ノモノハ一応保留ス	一、性病及之ニ基因スル 精神病ハ保留ス 二、任務遂行上過失ナシ ト認メラルル不慮死ハ特 定流行病以上ニ重視ス 三、教化隊ニ收容中ノモ ノハ合祀セズ 四、発病後三年以上経過 ノモノハ一応保留ス	一、死因症状等ニ関シ神 格ヲ損フ者ハ除ク 二、教化隊ニ收容中ノ者 ハ合祀セズ 三、発病後三年以上経過 ノモノハ一応保留

般
一 五、救護看護婦、救護医院（共ニ赤十字社派遣）等ニシ テ病院船ニテ戦地ノ内地間往復途中患者ヨリ感染死亡 セル者ノ中、勤務期間長期ノモノハ合祀ス 六、従軍記者ノ部隊作戦行動随伴中ノ戦死ハ大体認ム、 但シ単独行動中ニ地雷ニ触レタルガ如キ死歿又ハ病死 ハ認めズ。又各新聞社ノ連絡員ハ之ヲ認メズ。 七、支那事変ニ於テ死歿セル軍夫ハ、昭和十八年春迄保 留セルモ大東亞戦争ニ於ケル戦死、戦傷死者ハ保留セズ 八、病院船ニテ往復セル者ハ其航海状況ヲ具体的ニ調査 シ海上勤務ノ軍属ニ準ズ 九、新聞社連絡員ハ特ニ功勞アリト認メラルル者ニ対シ 個々厳選ス 一〇、鉄道関係ノ軍属中ニハ本省ト鉄道省ト協定ノ上派 遣シタル軍属（第一）現地軍ニ於テ雇傭シタル軍属 （第二）華中鉄道其ノ他之ニ類スル鉄道等ニ勤務シ、 陸密軍属トセル者（第三）等アリ 左記諸項ヲ願慮シ第一、第二、第三、ノ順ニ厳選シ アリ 1. 作戦輸送間ノ事故死亡、作戦輸送及作戦線ノ建設中 ノ事故死亡作戦線ノ保線、保安ノ為ノ事故作戦線破 壊目的ヲ以テ攻撃セラレタル場合ノ事故 2. 作戦協力目的達成ノ為ニ止ムヲ得ズシテ犯シタル非 衛生ノ為シタル病死 一、野戦郵便関係者モ右ニ準ズ 二、軍属タル船舶関係者ノ戦死及作戦間ノ事故ハ合祀 スルモ単ナル輸送中ノ事故ハ一応不合祀トシテ保留 シアリ 一三、支那事変ニ於テ死歿セル軍属タル船員ノ単ナル輸 送中事故ハ保留セラレタルモ大東亞戦争ニ於テハ保 留セズ勤務期間等ヲ考慮シ詮議ス

【二一八】（合祀資格審査参考資料）二 終戦後の合祀未済者調査について（昭和32年10月2日）

終戦後の合祀未済者調査について

別紙通牒により提出された資料^{〔※1〕}に基き、昭和三十一年四月合祀迄の合祀手続きが行はれた。

〔※1〕 本資料には（別紙1）一復第七六号 靖国神社合祀未済ノ者申告ニ関スル件通牒（昭和20年12月13日）と（別紙2）一復第七六号 靖国神社合祀未済ノ者申告ニ関スル件依頼（昭和20年12月13日）が添付されている。本資料集の該当資料を参照のこと。

【二一九】〔合祀資格審査参考資料〕三 昭和三十一年十月合祀以降の資料について（昭和32年10月2日）

昭和三十一年十月合祀以降の資料について

一、昭和三十一年四月十九日附援発第三〇二五号厚生省引揚援護局長名により各都道府県宛通知せる「靖国神社合祀事務に對する協力について」により逐次提出された資料に基いてゐるその範囲は

1. 昭和三十一年十月合祀 (陸) 一〇八、五二〇 (海) 四、二八一
軍人、軍属で昭和二十年九月三日より同二十六年五月三十一日までの間に外地において死亡した者、援護法又は公務扶助料の裁定が終つてゐる者。
(但し援護法第四条第二項及び同附則第20項該当者を除く)
2. 昭和三十二年四月合祀 (陸) 二〇五、〇一八 (海) 一〇、四二二
昭和十六年十二月八日より同二十年九月二日までの間に戦地（遺族援護法第四条第二項に規定する戦地をいふ）において死亡した者（以下1.に同じ）
3. 昭和三十二年十月合祀 (陸) 一三三〇、〇〇〇 (海) 三三三、〇〇〇
4. 昭和十六年十二月七日以前において戦地で死亡したものを加ふ。
4. 昭和三十三年四月 (陸) 一〇七、〇〇〇

【二二〇】〔合祀資格審査参考資料〕四 陸資料の残数について（昭和32年10月2日）

陸資料の残数について (其の一)

死亡期間	戦地(外地)		軍人		計
	戦地(外地)	内地	内地	軍属	
昭16.12.7以前	5,422	3,636	3,636	3,636	9,058
昭16.12.8自16.12.8至20.9.2	30,232	22,320	22,320	22,695	80,664
昭20.9.3以後	7,830	18,107	18,107	18,283	30,400
計	43,484	44,063	44,063	44,614	120,122

資料の残数について (其の二)

死亡期間	戦地(外地)		軍人		計
	戦地(外地)	内地	内地	軍属	
昭16.12.7以前	482	1,188	1,188	1,188	6,870
昭16.12.8自16.12.8至20.9.2	2,847	7,663	7,663	7,663	33,423
昭20.9.3以後	853	2,899	2,899	2,609	24,994
計	4,182	11,750	11,750	11,750	65,287

【二二二】（合祀資格審査参考資料）五 終戦前の基準が既に範囲拡大せられてゐるものについて（昭和32年10月2日）

終戦前の基準が既に範囲拡大せられてゐるものについて

一、戦地（事変地）病死者
 脳溢血、心臓麻痺、狭心症、胃潰瘍、胃癌等に依る病死は、終戦前に於ては戦役勤務に基因せずとして、合祀の取扱ひはされてゐないと思はれる。しかるに終戦後の資料は不充分であつて単に死没区分（戦病死）のみ記載してゐるため、既に合祀されたもの多数ありと思考され、従つて自然の結果として拡大されて居るものとして昭和二十八年九月二十一日附決裁により、合祀協議の標準に追加されたものである。

（援護法第四条第二項該当）

二、軍 属

本件については死没の事由、勤務期間、病因等軍人の取扱ひより遙かに厳選区分せられてゐたのであるが、終戦後の資料は前項と同様資料不十分のため、合祀の取扱ひを了してゐるのであつて自然範囲拡大せる結果となつてゐる。

（昭和二十八年九月二十五日附決裁）

三、台湾の戦地扱の時期

昭和二十年四月一日以降、戦地扱ひとする。これは昭和二十一年十一月二十日附第一復員局より各地方世話部宛通牒、戦地適用暦日中台湾は前記年月日を記してある。従つてその通牒により提出された資料はこの暦日を採用してゐるものと解したのである。

（昭和二十八年九月二十五日附決裁）

陸密第一九六七号（昭20.4.21附）戦地指定

【二二二】（合祀資格審査参考資料）六 今後詮議を要するもの（昭和32年10月2日）

今後詮議を要するもの

一、戦地（外地）受傷罹病帰還後死亡せるもので三年を経過したるもの
 従来戦役（事変）に基因したる病状で死没したもので、終始軍の療養機関に在つて死没したものは、三年経過するも合祀の詮議をしてゐるが、在郷死せるもの或は年限の問題等、すこぶる困難なる諸点あり、個々について詮議しなければならぬ。

二、内地罹病、内地死没者
 内地部隊での演習訓練中の事故死

三、集中飛行事故墜落

1. 単なる演習又は訓練中の事故死
 2. 特攻兵器訓練中殉職（人間魚雷等）

四、徴用又は学徒動員令により軍管理工場等で、敵の攻撃により戦死戦傷死せるもの

五、台湾、朝鮮人

1. 軍人、軍属で戦死戦傷死せるものは合祀の例あり

2. 軍夫は大体に於て作戦行動に随伴し、戦死戦傷死せるものは認めたる例もあるも、その他の場合の死没は詮議しあらず。

六、帰投後責任自殺者

七、在満、在支共に給仕、小使、雑役夫、タイピスト。不合祀

八、在満補給諸廠関係の軍属病死は一般に不合祀

九、戦犯関係

資格審査上留意すべき事項

昭和十九年七月十八日修正
 陸 軍 省

省 略

従来ニ於ケル特種死没者ノ合祀、不合祀、後日詮議ノ事例左ノ

如シ（参考）

合否	死亡事由ノ大要	死病地
合祀	事変当初作戦集中飛行中墜落	内地
後詮	飛行演習中墜落	満洲
後詮	飛行機ノ空中輸送中不時着	朝鮮
後詮	輸送途中大阪ニ於テ伝令ニ服務中不慮死	内地
後詮	事変地ニ輸送途中病死	朝鮮
合祀	弾薬輸送中陸揚ノ際爆死	支那
合祀	二、二六事件ノ不慮死	内地
合祀	大阪兵站司令部衛兵トシテ立哨中線路上	朝鮮
合祀	ノ障碍ヲ取除カントシテ轢死	支那
合祀	自動二輪車運転演習中不慮死	満洲
合祀	神経衰弱ニ基ク自殺	支那
合祀	口論格闘中不慮死	支那
合祀	酒興ノ同僚ノ為刺傷ヲ受ク	支那
合祀	精神ニ異状ヲ呈シ脱營土民ニ殺害サル	支那
合祀	防空下令下ニ於ケル勤務ニ依ル不慮死	内地
合祀	罹病後三年以上経過	内地
合祀	補充隊ニ於ケル教育訓練ニ於テ喝病死	支那
合祀	（日射病）	支那
合祀	昭和六年九月十八日以前ノ死没者	満洲
合祀	昭和六年九月十五日匪賊ノ兇弾ニ斃ル	支那
合祀	昭和十二年八月九日死亡	支那

【二二三】〔合祀資格審査参考資料〕七 援護法上より見たる審議を要する事項について（昭和32年10月2日）

援護法上より見たる審議を要する事項について

2. 義勇隊
3. 徴用
4. 原爆
5. 特別未帰還者
（一般邦人）

(1) 軍人、軍属

(イ) 戦地（外地死歿）

一、却下裁定済

1. 遺族関係

2. 其 他

一、四条二項裁定済

一、未裁定

一、未請求

(ロ) 内地死歿

一、公務裁定済

戦地発病、内地死歿

1. 三年以内死歿

2. 三年以上死歿

3. 在郷死

三年以内
三年以上

内地死歿

1. 帰還後発病

2. 内地発病、在隊（院）死

3. 在郷死

一、四条二項裁定済

1. 帰還後発病

2. 内地発病

3. 特別弔慰金裁定済

4. 却下裁定済

5. 未裁定

6. 未請求

一、法務死

一、責任自殺

1. 外 地

2. 内 地

(2) 準軍属

1. 戦闘参加者

【二二四】〔合祀資格審査参考資料〕八 〔関係援護法抜粹〕（昭和32年10月2日）

戦傷病者戦没者遺族等援護法（改正昭和三十年法律第百四十四号）

第四条第二項

旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人又は準軍人が昭和十六年十二月八日以後戦地における在職期間内に負傷し、又は疾病にかかった場合において、故意又は重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかかったことが明らかでないときは、第二十三条第一号及び第三十四条第一項の規定の適用については、公務上負傷し、又は疾病にかつたものとみなす。ただし、旧恩給法の特例に関する件の施行前にされた改正前の恩給法の規定による扶助料を受ける権利についての裁定（改正前の恩給法第七十五条第一項第二号又は第三号に掲げる額の扶助料を給する裁定を除く。）に係る旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人又は準軍人の負傷又は疾病については、援護審査会において故意又は重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかつたことが明らかでないとは認められず。この場合においては、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金（第三十四条第一

第三十四条第一項

昭和十二年七月七日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者（昭和十六年十二月八日前に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後において認定された者を含む）の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

附則第二十項（昭和二十八年法律第百八十一号）

日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者（以下「被拘禁者」という。）が、当該拘禁中に死亡した場合（被拘禁者が軍人軍属であつた在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより当該拘禁中に死亡した場合を除く。）で、かつ、厚生大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認めるときは、その者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金（第三十四条第一

項の規定により支給するものをいう）に関する規定を準用する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令（改正昭和三十年政令第二百十二号）

第一条第一項

戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「法」という。）第三条第一項第二号に規定する事変地の区域及びその区域が事変地であった期間は、次の表の通りとする。

事変地の区域	期間
一 中国（満洲、台湾並びに英国租借地である九龍半島及び香港を除く。）及びその沿海	昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日まで
二 雄基洞、灰岩洞、新阿山洞及び上角山を連ねる線以東の朝鮮及び満洲	昭和十三年七月十二日から昭和十三年八月十四日まで
三 満洲の青龍、承德、灤平、豊寧及び興隆の各県	昭和十三年六月八日から昭和十三年八月三十一日まで
四 満洲の新巴爾虎右翼旗及び新巴爾虎左翼旗のうち克魯倫河、達頼湖北端及びシリンブルテ湖を連ねる線以南の地域並びに海拉爾	昭和十四年五月十三日から昭和十四年八月三十一日まで
五 満洲の陳巴爾虎旗、索倫旗及び新巴爾虎左翼旗のうち海拉爾以南の地域、新巴爾虎右翼旗並びに喜扎嘎爾旗	昭和十四年九月一日から昭和十四年九月十六日まで
六 もとの佛領印度支那及びその沿海	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで

第二条第一項

法第四条第二項に規定する戦地の区域及びその区域が戦地であった期間は、次の表の通りとする。

一 南島、もとの日本の委任統治領であつた南洋諸島及び新南群島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
二 中国（英国租借地である九龍半島及び香港を含み、満洲及び台湾を除く。）	
三 もとの佛領印度支那	
四 ビルマ	
五 タイ	
六 英領マレー半島	
七 もとの蘭領東印度諸島	
八 英領ボルネオ	
九 ニューギニア島	
十 ビスマルク諸島	
十一 オーストラリア	
十二 フィリピン諸島	
十三 ハワイ諸島	
十四 太平洋上及び印度洋上の島しょ（第十九号、第二十一号及び第二十二号に掲げる島しょを除く。）	
十五 太平洋	
十六 印度洋	
十七 大西洋	
十八 千島列島	昭和十八年五月十三日から昭和二十年九月一日まで
十九 小笠原諸島及び硫黄列島	昭和十九年二月一日から昭和二十年九月一日まで
二十 印度	昭和十九年三月二十日から昭和二十年九月一日まで
二十一 南西諸島	昭和十九年十月一日から昭和二十年九月一日まで
二十二 伊豆七島を含む南方諸島（小笠原諸島、硫黄列島及び南島を除く。）	昭和二十年四月一日から昭和二十年九月一日まで

二十三 樺太、北緯三十八度以北の朝鮮及び満洲
昭和二十年八月九日から昭和二十年九月一日まで

【二二五】合祀基準に関する打合せ（第二回）（昭和32年10月4日）

合祀基準に関する打合せ（第二回）
日時 昭和三十三年十月四日 午後二時
場所 社務所書院の間
出席者 一復 三浦事務官
二復 阿部、大塚事務官
神社側 池田権宮司
木曾主典
阿部囑託

第一回に於ては総括的な話し合ひであつたので従来の合祀基準の範囲内にある者の合祀未済が五十萬もある現段階としては先づ事務的打合せを重ねてその五十萬の内容について整理すると共に昭和三十三年春合祀、昭和三十三年秋合祀の資料が提出された後に於ては、如何なるケースが残りその数はどうかを把握すべきである。

右の結果得たる残数の内容について更に検討し全く従来の基準外のものゝ資料の整理を行ふことによつてはじめて合祀基準の詮議の段階に入ることが出来るのである。

このような観点からして今回（第二回）より数回に亘つて事務を直接担当する者の談合の會を持ち度いと云ふのが主意である。別紙第一（神社側で合祀資格審査参考諸資料の要綱を取纏めたもの）について木曾主典説明す。

これに基いて談合の結果を纏めたものが別紙第二である。

援護局側では、援護法を取扱つて居る立場上その観点から又その用語分類方法を以つて話を進めるため神社側としては、先づ援護法の内容について、先づ理解を深める必要上その方面に対する質問が主となつた。

三二復側は資料（数字）が纏つていなかったため次回に於て研究することゝした。

【二二六】合祀基準に関する打合せ（第三回）（昭和32年11月6日）

合祀基準に関する打合せ（第三回）
日時 昭和三十三年十一月六日 午後二時
場所 社務所書院の間
出席者 一復 三浦事務官
二復 阿部事務官
神社側 池田権宮司
木曾主典
阿部囑託

本會の目的は第二回打合せの結果について、記録を纏めたものを更に進んで事務的に談合する意味のもので、その主旨は第二回に記したことゝ同様である。

但し奉賛会側では是非傍聴なりともとの希望があつた。別紙一（第二回打合會記録別紙二と同様のもの）について、木曾主典より説明し、これに基いて、一復、二復側の実状説明あり。要旨及び談合記録別紙第二の通りである。

【二二七】別紙一 合祀基準研究会記録（昭和32年11月6日）

合祀基準研究会記録

昭和三十三年十月四日午後二時
於 社務所書院の間
出席者 一復 三浦事務官
二復 阿部、大塚事務官
神社 池田権宮司、木曾主典
阿部囑託

一、従来（昭和三十一年十月合祀以降）の合祀範囲のもの
三十三春 陸軍一〇萬 海軍 三萬

二、三十三年秋合祀については
陸軍 十萬
海軍 三萬五千

陸軍は 従来の範囲である戦地死没者の残数二萬の外、左のものが合祀の対象となる。

1. 戦地で死没したが援護法は却下裁定済となつてゐるものの中、却下理由が遺族関係にあるもの 四、一〇〇〇
 2. 戦地死没で四条二項裁定済のもの 二、四〇〇〇
 3. 戦地死没で公扶又は年金等未請求ではあるが、右第一、第二号に該当するもの 一九、〇〇〇
 4. 公務裁定済のもので戦地で発病し、帰還後在隊死亡したものと及び在郷死亡者で発病後三年以内に死亡したもの 四四、〇〇〇
 5. 沖繩県知事以下県庁職員（総理庁関係）の 八、二〇〇
 6. 戦闘参加の準軍属 一〇、三〇〇
 7. 原爆其他敵の攻撃により死亡したもの 一〇、三〇〇
 8. 学徒動員 七、八〇〇
 9. 女子挺身隊員 七、八〇〇
 10. 前項の原因により死亡したもので、国民勤労報国令により徴用されたもの
 11. 特攻兵器訓練中死亡者（公務死）
- 海軍も概ね陸軍に準ずる。

軍 人		軍 人		身分
(地 内)	(地 外)	地	戦	地域
一、公務裁定済 戦地発病 内地死歿 三、内地 死発病 死歿	四、未請求 三、未裁定	三、四、二、四、二、項 裁定	一、却下裁定済	援護法
1. 戦役（事変）に直接関連あるもの 2. 右以外のもの	1. 遺族より請求が出ないもの 資料は在籍庁にある。	1. 戦前は未合祀 2. 戦後は資料不十分のため 認められず。従って合祀 されて居るものがある。 死因 脳溢血、心臓麻痺、 胃潰瘍等	1. 遺族関係で受給権が無いもの又は無くなったもの 2. 死歿事由によるもの	研究結果
個人審議 従来概ね合祀しあ らず	個人審議	適用の時 期等要研 究	個人審議	合 祀

三、爾後審議を必要とする資料について
この段階に於ては各県世話課及び各地方復員部に残存する未合祀資料の全部の提出を求め、個々につき審議しなければならぬと思はれる。

例 註（内地とは朝鮮、台湾、関東州を含む）

1. 内地罹病内地死歿者（外地発病内地在郷死で三年経過者）
2. 内地に於ける演習訓練中死亡者
3. 責任自殺者（終戦前後）
4. 法務死（戦犯を含む）
5. 沖繩、南洋の一般邦人戦闘協力者
6. 朝鮮、台湾人
7. 義勇隊員（戦闘参加者以外のもの）

他 其 属 軍 準		属	
		地 外 内	地 外 内
南 沖 邦 一、その他一般 洋 繩 人	一、特別未帰還者 （学校単位）	一、徴用 1. 軍直轄工場 2. 間接管理工場	一、法務死 1. 軍法会議死刑者及び獄内病死者 2. 戦犯処刑者及び病死者 終戦直前後のもの
海 海 陸 二、四、〇〇〇 軍 軍 五、〇〇〇 七、〇〇〇	終戦後ソ連中共が一般邦人を強制労役に使用した者の中、死亡したものを云ふ	1. 直接工場 軍属になつてゐる 2. 間接工場 徴用者となつてゐる	1. 陸密軍属 2. 無給軍属 満州開拓団は陸密軍属として戦闘参加者に入つてゐる。従つて本項は開拓団以前の義勇隊員である。
後 詮	合 祀 肩書をどうするか	合 祀 肩書をどうするか	不 合 祀 後日詮議 個人審議 概ね合祀 不 合 祀

【二二八】別紙第二（一）復側実状説明要旨（昭和32年11月6日）

（別紙第二）

一復側

第二項中

第5号については、一復と総理府と充分談合して昭和三十三年十月合祀予定として資料の提出が出来るようにする。

神社側からの連絡総理府へ出向しなくてもよい。肩書は固有の肩書にしたいとの現地の要望がある。

沖繩波上宮々司も空爆にて死亡している。これ等についての資料は総理府で持つてゐると思はれるがこれについては一復側の所管でない——神社側で別途に当る必要がある。

第6号について

援護法上の戦闘参加者の範囲は広範囲であるから法上の数字である八、二〇〇の中約五千程度が合祀範囲のものである。

第7号について

この数字のものは、國家総動員法の一環として主として広島縣知事指揮命令下にあつて疎開作業に従事していたものであつて合祀基準内に殆んど該当しないものである。

第8号について

この種のもの、民防空法、消防法により出動して死亡した者との関連もあつて甚だ問題を残すものである。

七、八〇〇の内約四、〇〇〇は合祀基準に該当するものである。該当者の内容は学徒、女子挺身隊員。

【229】旧陸軍関係昭和三十二年春季靖国神社合祀予定者選考基準の「外地」の解釈について（昭和32年11月21日復員第一一五八号厚生省引揚援護局復員課長発連絡局、同支部長、都道府県主務課長宛）

復員第一一五八号

昭和三十二年十一月二十一日

厚生省引揚援護局復員課長

連絡局、同支部長
都道府県主務課長 殿

旧陸軍関係昭和三十三年春季靖国神社合祀予定者選考基準の「外地」の解釈について

昭和三十二年八月二十三日付發第才三〇五〇号「旧陸軍関係昭和三十三年春季靖国神社合祀事務について」の左記の一の合祀予定者の選考基準のうち区分欄「丙」のもの死亡場所「外地」には南朝鮮及び台湾をも含むものと察して処理されたい。

よつて、これらの地域に於いて死亡した者のうち、身分死亡事由及び期間が合祀基準に該当する者の祭神名票を未送付の都道府県は昭和三十三年二月末日までに送附されたい。

【二三〇】別紙（一） 昭和三十三年秋季靖国神社合祀基準（案）（昭和33年4月8日）

別紙（一）

昭和三十三年秋季靖国神社合祀基準（案） 復 33.4.8 員 課

第一類（軍人軍属の戦地、事変地又は外地において公務により死亡した者）

分区分	死亡の時期及び場所	身分及び死亡事由	選考予定数
甲	昭和十六年十二月八日より同二十年九月二日までの間に遺族援護法第四條第二項に規定する戦地（遺族援護法施行令第二條の表の区域期間。但しその終期は九月二日とす。以下同じ。）において死亡した者。	軍人軍属であつて公務扶助料遺族年金、遺族援護法第三十四條第一項の弔慰金の裁定の終つた者。但し遺族援護法第四條第二項及び附則第二十項（昭和二十八年法律第一八一号）の規定にもとづく遺族年金、公務扶助料又は弔慰金の裁定のあつた者を除く。	上記の基準に該当する者で従来の合祀にもれた者 約一万柱
乙	昭和二十年九月三日より同二十六年五月三十一日までの間に外地において死亡した者。	同上	同上
丙	昭和二十年九月三日より同二十六年五月三十一日までの間に外地において死亡した者。	同上	同上

第二類（軍人で戦地において病し戦地又は外地において死亡した者で遺族援護法第四條第二項の規定により公務となされた者）

甲	乙
昭和十六年十二月八日より同二十年九月二日までの間に戦地において死亡した者。	昭和二十年九月三日より同二十六年五月三十一日までの間に外地において死亡した者。
軍人であつて遺族援護法第四條第二項の規定にもとづく遺族年金の公務扶助料又は弔慰金の裁定の終つた者。	同上
上記の基準に該当する者 約二千五百柱	同上

第三類（軍人軍属で戦地事変地又は外地において公務により受傷り病した者でこれにより上記以外の地域で死亡した者）

甲	乙
昭和十六年十二月八日より同二十年九月二日までの間に戦地以外の地域で死亡した者。	昭和二十年九月三日より同二十六年五月三十一日までの間に内地で死亡した者。但し退職後三年以上を経過して死亡した者を除く。
軍人軍属であつて戦地事変地又は外地において受傷り病した者でこれにより公務扶助料遺族年金、遺族援護法第三十四條第一項の弔慰金の裁定の終つた者。但し遺族援護法第四條第二項該当者を含み、附則第二十項（昭和二十八年法律第一八一号）該当者を除く。	同上
上記の基準に該当する者 約四万五千柱	同上

第四類（軍人軍属で満洲（朝鮮、台湾、樺太）で公務により受傷り病した者）

甲
昭和十六年十二月八日より同二十年九月二日までの間に死亡した者。
軍人軍属であつて満洲、朝鮮、台湾、樺太で受傷り病した者でこれにより
上記の基準に該当する者 一千柱

乙
昭和二十年九月三日より同二十六年五月三十一日までの間に死亡した者。
公務扶助料、遺族年金、遺族援護法第三十四條第一項の弔慰金の裁定の終つた者。

第五類（軍人軍属で第一乃至第四類に属しないが合祀を適當とする者）
個別審査

甲、軍人軍属でその身分及び死亡状況は第一乃至第四類の基準に該当するが該当遺族がないため公務扶助料、遺族年金、遺族援護法第三十四條第一項の弔慰金の裁定のないもの。

乙、軍人軍属で内地（朝鮮、台湾、樺太）において戦傷をうけ、これにより死亡し又は受傷後三年以内にこれにより死亡した者。

丙、軍人軍属で附則第二十項に該当する者。

第六類（軍の要請に基いて戦闘に参加し当該戦闘に基く負傷又は疾病により死亡した者）
但し遺族援護法第三十四條第五項の弔慰金の裁定のあつた者以外は個別に審査する。

（※1）（外地責任自殺者ヲ含ム）

【二三一】別紙(二) 靖国神社合祀について将来問題となる事項 (昭和33年4月8日)

靖国神社合祀について将来問題となる事項

一	昭和三十四年春季以降に合祀すべき者	33,480
1	軍人軍属で将来死亡公報を発令される者	復員課
2	軍人軍属で一部資料不明のため調査中の者	二万五千柱
3	軍の要請に基いて戦闘に参加したもので将来その事実が確認される者(主として沖繩一部満洲)	三万柱
二	将来合祀すべきか否かを決定すべき者	
1	軍人軍属内地の公務死亡者(戦死戦傷死者を除く)	一千柱
2	軍人軍属内地の服務関連死亡者	三万五千柱
3	国家総動員法に基く徴用協力中の死亡者	一万柱
4	国民義勇隊の死亡者(主として広島における原爆死亡者)	一万五千柱
5	青少年義勇隊死亡者	二千柱
6	特別未帰還者	五千柱

【二三二】合祀基準に関する打合せ(第四回)(昭和33年4月9日)

合祀基準に関する打合せ(第四回)

日	昭和三十三年四月九日午後一時より
場所	靖国神社々務所書院ノ間
出席	厚生省引揚援護局復員課(旧陸軍) 三浦事務官 奥森事務官
	同 業務第二課(旧海軍) 阿部事務官 大塚事務官 池田権宮司 坂本福宜 鈴木福典 木曾主典 阿部囑託 岩重事務総長 名雲課長 小脇課長 今村課長 中村課長 藤井主事
出	神社側 傍聴(奉賛会)

一、本會は昭和三十三年十月合祀の基準について検討する。先づ旧陸軍関係として一復で作製の案(別紙第一)に基いて三浦事務官より説明質疑應答の要旨左の通り。

第一類 従来の基準に該当するものの残数に属するものである。

第二類 軍人のみにつき取扱ふことになつてゐるが軍属については如何。

第三類 原案の要旨は外地発病の時期等調査が困難であるから退職後三年以内のものとした。

④従来は発病後三年以内となつてゐるから現段階としてはこの範囲内に止めるを可とす。

第四類

朝鮮、台湾、樺太は内地扱となつてゐるから今の段階としてはこの中に含めることについては如何。

⑤第四類より除き第五類の乙内地の次に(朝鮮・台湾・樺太)を挿入することとする。但し國境地帯で特別加算を付けられてゐるものがある。これは該当することとする。

第五類の内 戦犯者(A級は一復関係でない) B級以下で個別審議して差支へない程度でしかも目立たないよう合祀に入れては如何。神社側として研究して欲しい。(二復側意向)

⑥神社側としては総代會に相談して見る。その上で更に打合会を開き度い。

右を除いては別紙第二が残る、その中「一」は資料の整備を待つて昭和三十四年春季以降に合祀可能なるものである、「二」は今後決定さるべきものである。

次に昭和二十六年六月一日以降死没者をどうするか。

⑦池田権宮司 昭和二十六年六月一日より同三十二年五月三十一日迄の死没者については招魂式を執行し、昭和三十三年十月合祀致し度いからその資料提出を希望する。

兩復

二、旧海軍側として阿部事務官より説明

1、海軍は従来の基準内のもので左の通り十月合祀予定として名票整備する。

中央 九、〇〇〇
横濱 一五、〇〇〇
佐々 八、〇〇〇
呉 四、〇〇〇

三六、〇〇〇

2、従つて従来の基準のものが中央 三、〇〇〇 横濱一五、〇〇〇程度残るのでこれを昭和三十四年四月合祀としたい。

3、尚朝鮮・台湾出身者を昭和三十四年四月合祀出来るよう名票準備を行ふ予定である。

4、陸軍側も準備することとする。(三浦)

5、特攻兵器による殉職者は昭和二十二年六月十日附人事部長よりの通知によつて既に合祀の対象としてゐること明らかであるから資料を整へて出来るだけ早い時期に合祀を希望してゐる。

特攻兵キの定義如何。

散會
一 應後日の研究とすることとする。

○海軍は明瞭である。
○陸軍は不明瞭であるからこれだけを摘出することは現段階としては困難であつて従つて合祀も後詮すべきである。

【二三三】(その一) 第四回会議の結果を再検討せし事項に対し三浦事務官に対する質疑応答(昭和33年4月11日)

(その一) 質議者 木曾次長 33-4-11

第四回會議の結果を再検討せし事項に対し三浦事務官に對する質議應答事項

- 一、昭和十六年十二月八日以前に滿洲に於て死歿した軍人軍属で未合祀者の資料提出に關しては如何。
 ④ 第四類の甲 昭和十六年十二月八日を昭和十二年七月七日と改めることによつてこの中に含める。
 2、昭和十二年七月七日以前の死歿者については如何。数は少数と推量されるが未合祀がないとは断定致し難い。
 ④ これも入れることに考慮する。
- 三、軍属の遺族援ゴ法第四条第二項該当者はどうか。
 ④ 軍属は現在の処裁定されてゐないから第五類の個別審査に含める。
- 三、責任自殺者(外地内地共)の資料は如何。
 ④ 第五類の丙が現在戦犯関係の項目になつてゐるが、これを除き、その替りに入れる。
- 四、第五類の乙の中受傷後三年以内の死亡者はどの位の数であるか、又このケースは従來の基準外であるが如何。
 ④ 大した数ではないが個別審査に入れる。
- 五、共済組合法による有給軍属の資料はどこで持つてゐるか。
 ④ 縣で持つてゐる。中央では審査の對象となつてゐないの
 ④ 縣で持つてゐる。中央では審査の對象となつてゐないの
 ④ 従つて縣から資料を出させることとし、それに基き中央で個別審査する。

以上

【二三四】(その二) 第四回會議の結果を再検討せし事項に対し三浦事務官に対する質疑応答(昭和33年4月11日)

(その二)

- 一、昭和十六年十二月八日以前に戦地、事変地で発病、帰還後死歿したものについての資料について。
 (案)には明示してゐないが如何。
 ④ この種のは少いと思はれるが、未合祀として残つてゐるものがあれば提出する如く復員課長名を以つて別途通報する。
- 三、終戦前後以外の期間に於ける責任自殺者の資料については如何。
 ④ 立證資料(詳細)が必要であるから爾後の問題として研究したい。
- 三、責任自殺者の資料提出上祭神名票に記載する死歿区分の書き方については如何。
 ④ 海軍側より質問があつた。
- ④ 陸軍側としては「責任自殺」と書くように指示してゐる。

以上

【二三五】旧海軍関係靖国神社合祀事務のうち昭和三十三年秋季合祀予定者の選考等について（通知）
（昭和33年4月27日業務第二一〇〇七号の六二厚生省引揚援護局業務第二課長発各地方復員部長宛）

業務第二一〇〇七号の六二

昭和三十三年四月七日

厚生省引揚援護局業務第二課長

各地方復員部長殿

旧海軍関係靖国神社合祀事務のうち昭和三十三年秋季合祀予定者の選考等について（通知）

標記のことについては昭和三十二年八月二十七日業務第二一〇〇七号の三五七「旧海軍関係靖国神社合祀事務のうち昭和三十三年春季合祀予定者の選考等について」に準じ実施願ひます。但し選考人員は中央九、〇〇〇横復一五、〇〇〇（旧舞復を含む）呉復四、〇〇〇、佐復八、〇〇〇計三六、〇〇〇とし引揚援護局への報告の期限は六月末日と致したい。

なお選考基準は従来恩給法の既裁定者（31、2、25二次第三一号）となつていたが援護法、恩給法の裁定等の如何にかかわらず合祀至当と思われるもの（概ね戦死、戦傷死、戦病死等）は合祀予定者に加えることとされたい。

【236】昭和三十三年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領（昭和33年4月30日援発第三〇三六号厚生省引揚援護局長発都道府県知事、復員連絡局、同支部長宛）

援発才三〇三六号
昭和三十三年四月三十日
厚生省引揚援護局長

昭和三十三年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領

標記のことについては昭和三十一年四月十九日援発才三〇二三号別冊才二「昭和三十一年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領」及びその後の靖国神社合祀事務に関する随通知によるのほか、左記によられたく通知する。

記

(要旨)

一 既定の三年計画にもとづく旧陸軍関係靖国神社合祀事務に対する協力事務は、昭和三十三年秋季及び昭和三十四年合祀予定者の合祀事務の実施をもつて完了するものとする。

昭和三十三年秋季合祀予定者の事務は次号以下により、又昭和三十四年春季合祀予定者の選考基準及び選考教並びに祭神名票の送付時期については別に示すところによる。

(昭和三十三年秋季合祀予定者の選考基準及び選考教)

二 昭和三十三年秋季合祀予定者の選考基準及び選考教は別紙のとおりとする。

(祭神名票の記入)

三 祭神名票の記入は従前の例によるほか次のとおりとする。

才五類の甲及び才六類の乙等に属する者で合祀通知状を受領する親族、知己等のある者は遺族欄にその親族、知己等の現住所、欄柄及び氏名を記入し、これらのない者は空欄とする。

2 才五類丙に属する者の死亡事由欄は「責任自殺」と記入する。

3 才六類に属する者の階級欄は「陸軍軍属（無給）」又は「陸軍軍属（死後有給）」と記入する。

(祭神名票の送付)

四 祭神名票の送付は各類毎に区分（才五は更に甲、乙、丙、丁、戊に才六類は更に甲、乙に区分）し連名簿二通を附して送付するものとし昭和三十三年秋季合祀予定者の送付は次の期限を遵守すること。

才一類、才二類、才五類の丙及び才六類の甲 五月末日まで
才三類 六月末日まで
その他 七月末日まで

通知先 都道府県知事
復員連絡局同支部長

別紙

昭和三十三年秋季靖国神社祀予定者及選考数

才一類 (軍人軍属の戦地、戦害地又は外地において公務により死亡した者)

死亡の時期及び場所	身分及び死亡事由	選考予定数
昭和十六年十二月八日より同二十年九月二日までの間に遺族援護法第四條第二項に規定する戦地(遺族援護法施行令第二條の表の区域期間。但しその終期は九月二日とす。以下同。じ。)において死亡した者。	軍人軍属であつて公務扶助料遺族年金、遺族援護法第三十四條第一項の弔慰金の規定の終つた者。但し遺族援護法第四條第二項及び附則第二項(昭和二十八年法律第二一八号)の規定に基き遺族年金、公務扶助料又は弔慰金の規定の終つた者を除く。	上記の基準に該当する者で従来約一万名

定する戦地(遺族援護法施行令第二條の表の区域及び期間。以下同じ)内において死亡した者。

昭和二十年九月三日より同二十六年五月三十一日までの間に外地において死亡した者。

才二類 (軍人で戦地において受傷り病し戦地又は外地において死亡した者で遺族援護法第四條第二項の規定により公務とみなされたる者)

昭和十六年十二月八日より同二十年九月二日までの間に戦地において死亡した者。

昭和二十年九月三日より同二十六年五月三十一日までの間に外地において死亡した者。

身分及び死亡事由	選考予定数
軍人であつて遺族援護法第四條第二項の規定に基き遺族年金、公務扶助料又は弔慰金の規定の終つた者。	上記の基準に該当する者約二千五百名

才三類 (軍人軍属で戦地戦害地又は外地において公務により受傷り病した者でこれにより上記以外の地域で死亡した者)

死亡の時期及び場所	身分及び死亡事由	選考予定数
昭和十六年十二月八日より同二十年九月二日までの間に戦地以外の地域で死亡した者。	軍人軍属であつて戦地戦害地又は戦害後の外地において受傷り病した者でこれにより公務扶助料遺族年金に基き遺族援護法第三十四條第一項の弔慰金の規定の終つた者。但し遺族援護法第四條第二項(昭和二十八年法律第二一八号)の規定に基き遺族年金、公務扶助料又は弔慰金の規定の終つた者を除く。	上記の基準に該当する者約四万名

才四類 (軍人軍属で講訓において公務により受傷り病し且死亡した者)

死亡の時期及び場所	身分及び死亡事由	選考予定数
昭和十六年十二月八日より同二十年八月八日までの間に死亡した者。	軍人軍属であつて講訓において受傷り病した者でこれにより公務扶助料、遺族年金、遺族援護法第三十四條第一項の弔慰金の規定の終つた者。	上記の基準に該当する者約七百七名

才五類 (軍人軍属で才一乃至才四類に属しないが合祀を適當とする者)

- 甲 軍人軍属でその身分及び死亡状況は才一乃至才四類の基準に該当するが該遺族が不在のため公務扶助料、遺族年金、遺族援護法第三十四條第一項の弔慰金の規定のないもの。
- 乙 軍人軍属で戦地及び戦害地以外の地域において受傷り病し、これにより死亡し又は受傷後三年以内にこれにより死亡した者。
- 丙 軍人軍属で遺族援護法附則第十一項(昭和三十年法律才一四四)

（奇）に該当する者。

丁 軍中で昭和十六年十二月八日以後戦地における在隊期間内に病
 討し又は疾病にかかつた場合において故意又は重大な過失によつ
 て負傷し又は疾病にかかつたことが明らかでなく、この受給り病
 の日より三年以内に死亡した者。

戊 軍人軍属で昭和二十六年六月一日より昭和三十三年五月三十一
 日までと同に外地において自己の資に務めることができず、事由
 により死亡した者。

オ六編（もとの陸軍の要請に基づいて戦地に参加し並に戦地に参く員
 婦又は疾病により死亡した者）

甲 もとの陸軍の要請に基づいて戦地に参加し並に戦地に参く員婦又
 は疾病により死亡した者でこれにより陸軍要請法第三十四条オ五
 項の付録金の裁定のあつた者。 約七千名

乙 死亡の状況は甲と同様であるが該当法族のなから、付録金の裁
 定のない者。 個別認定

【238】昭和三十三年秋季靖国神社合祀事務等の細部について（昭和33年4月30日復員第四五〇号厚生省引揚
 援護局復員課長発都道府県主務課長宛）

復員才四五〇号
 昭和三十三年四月三十日
 厚生省引揚援護局復員課長
 都道府県主務課長 殿

昭和三十三年秋季靖国神社合祀事務等の細部について

願記につき左のとおり連絡する。

一 既定計画による靖国神社合祀事務に列する協力事務は本年度をも
 つて終了することとなつており実質的には昭和三十三年秋季合祀を
 もつて概了し昭和三十四年秋季以降においては従来の合祀基準に該
 当すべきものとしては次のもののみが現れることとなるので都道府県
 においては合祀のため設定した原簿の整備につとめ合祀され及び重
 複合祀のないように勉められたること。

／ 軍人軍属の公報済者でもつて将来遺族年金、公務扶助料が裁定
 される者、及び将来死亡公報を発令される者。

2 軍人軍属で一部の資料が不明のため調査を要する者。

3 もとの陸軍の要請に基づいて戦地に参加しこれにより受傷り病し
 た者で将来その事実が確認される者。

二 靖国神社の従来の合祀基準になく将来合祀すべきか否かを決定す
 べき者には次のものがありこれ等の合祀事務については決定次第
 方より通知するものであること。

／ 軍人軍属の内地、朝鮮、台湾及び樺太等において受傷り病した
 公務死亡者（戦死及び戦傷死者を除く）

2 軍人軍属等の法務関係死亡者

3 軍人軍属の服役関連死亡者

4 国家総動員法に基づく徴用又は協力中の死亡者

5 國民義勇隊の死亡者（主として、広島における原爆死亡者）

6 青少年義勇隊関係死亡者

7 特別未帰還者の死亡者

三 昭和三十三年秋季合祀予定者の選考等について

ノ 合祀基準については従来合祀基準のもの殆ど全部を包含しているため多岐に亘っているので遺漏のないよう注意されたいこと。

2 個別審査のうえ合祀する者については遺族被遺法又は恩給法の規定に基く身分及び死亡状況の審査が終っていない者が多いので身分、受傷り病の状況及び死亡状況の調査を修正確実に実施されたいこと。

四 日支戦争中の満洲の公務死亡者、満洲軍務中の満洲の公務死亡者及び遂く日清日露戦役中の戦傷病死者等で合祀未済のものが発見された場合は個別に審査のうえ合祀事務を取り扱うことと致したいので別途連絡されたいこと。

【二三九】別紙 昭和三十三年秋季靖国神社合祀基準
 準及び選考数（昭和33年4月）

別紙

昭和三十三年秋季靖国神社合祀基準及び選考数

第一類（軍人軍属の戦地、事変地又は外地において公務により死亡した者）

死亡の時期及び場所	身分及び死亡事由	選考予定数
昭和十六年十二月八日より同二十年九月二日までの間に遺族援護法第四條第二項に規定する戦地（遺族援護法施行令第二條の表の区域）内において死亡した者。	軍人軍属であつて公務扶助料遺族年金、遺族援護法第三十四條第一項の弔慰金の裁定の終つた者。但し遺族援護法第四條第二項及び附則第二十項（昭和二十八年法律第一八一号）の規定にもとづく遺族弔慰金の裁定のあつた者を除く。	上記の基準に該当する者で従来合祀にもれた者總て約一万柱
昭和二十年九月三日より同二十六年五月三十一日までの間に外地において死亡した者。		

第二類（軍人で戦地において受傷り病し戦地又は外地において死亡した者で遺族援護法第四條第二項の規定により公務とみなされた者）

昭和十六年十二月八日より同二十年九月二日までの間に戦地において死亡した者。	軍人であつて遺族援護法第四條第二項の規定にもとづく遺族年金公務扶助料、又は弔慰金の裁定の終つた者。	上記の基準に該当する者總て約二千五百柱
昭和二十年九月三日より同二十六年五月三十一日までの間に外地において死亡した者。		

第三類（軍人軍属で戦地事変地又は外地において公務により受傷り、病した者でこれにより上記以外の地域で死亡した者）

昭和十六年十二月八日より同二十年九月二日までの間に戦地以外の地域で死亡した者。	軍人軍属であつて戦地事変地又は終戦後の外地において受傷り病した者でこれにより公務扶助料遺族年金、遺族援護法第三十四條第一項の弔慰金の裁定の終つた者。但し遺族援護法第四條第二項該当者を含み、附則第二十項（昭和二十八年法律第一八一号）該当者を除く。	上記の基準に該当する者總て約四万柱
昭和二十年九月三日より同二十六年五月三十一日までの間に内地で死亡した者。		
但し受傷り病後三年以上を経過して死亡した者を除く。		

第四類（軍人軍属で満洲において公務により受傷り、病し且死亡した者）

昭和十六年十二月八日より同二十年八月八日までの間に死亡した者。	軍人軍属であつて満洲において受傷り病した者でこれにより公務扶助料、遺族年金、遺族援護法第三十四條第一項の弔慰金の裁定の終つた者。	上記の基準に該当する者總て約七百柱
---------------------------------	--	-------------------

第五類（軍人軍属で第一乃至第四類に属しないが合祀を適當とする者）

甲 軍人軍属でその身分及び死亡状況は第一乃至第四類の基準に該当するが該当遺族がないため公務扶助料、遺族年金、遺族援護法第三十四條第一項の弔慰金の裁定のないもの。

乙 軍人軍属で戦地及び事変地以外の地域において戦傷をうけ、これにより死亡し又は受傷後三年以内にこれにより死亡した者。

丙 軍人軍属で遺族援護法附則第十一項（昭和三十年法律第一四四号）に該当する者。

丁 軍属で昭和十六年十二月八日以後戦地における在職期間内に負傷し又は疾病にかつた場合において故意又は重大な過失によつて負傷し又は疾病にかつたことが明らかでなく、この受傷り病の日より三年以内に死亡した者。

戊 軍人軍属で昭和二十六年六月一日より昭和三十三年五月三十一日までの間に外地において自己の責に帰することのできない事由により死亡した者。

第六類（もとの陸軍の要請に基いて戦闘に参加し当該戦闘に基く負傷又は疾病により死亡した者）

甲 もとの陸軍の要請に基いて戦闘に参加し当該戦闘に基く負傷又は疾病により死亡した者でこれにより遺族援護法第三十四條第五項の弔慰金の裁定のあつた者。約七千柱

乙 死亡の状況は甲と同様であるが該当遺族のないため弔慰金の裁定のない者。個別審査

（※1）責任自殺

合祀基準に関する打合せ（第五回）

日時 昭和三十三年五月三十日午後一時半
場所 社務所書院の間
出席者 一復側 三浦事務官
二復側 奥森事務官
神代側 池田権司
坂本 池田権司
鈴木 坂本
木曾 坂本
阿部 坂本
嘱託 阿部

議題

- 1、昭和三十三年十月合祀完了後に残る未合祀者の資料及び従来の基準外のもので今後合否を決定すべきものの資料について。
 - 2、昭和三十三年十月合祀予定として援護局より提出される資料の内容を要約した総代会説明用のものにつき再検討。
- 議事
- 1、について種々談合した結果、三浦事務官の手許で具体的な資料を作製してそれに基いて、他日再び談合することとする。
 - 2、については別紙の通り修正す。

以上

別紙

昭和三十三年十月合祀予定

- 一、旧陸軍関係で従来の合祀基準に該当するものの中約十二萬柱とする。その内譯左の通りである。
- 1、軍人軍属で昭和六年九月十八日より同三十二年五月三十一日までの間に事変地、戦地又は外地に於て戦死、戦傷、戦病死し、公扶、年金、弔慰金の裁定が済んだものの全部。
 - 2、軍人軍属で昭和十六年十二月八日より同三十二年五月三十一日までの間に戦地、事変地、又は外地に於て受傷、り病し、内地に帰還后死亡した者。但し受傷、り病後三年以上経過したものを除く。
 - 3、軍人軍属で満洲に於て昭和十二年七月七日より同二十年八月八日の間に戦死、戦傷死、戦病死した者。約四萬柱
 - 4、軍人軍属で内地（朝鮮、台湾等を含む）で戦傷をうけ、これにより死亡し又は受傷後三年以内にこれにより死亡したもの。約七百柱
 - 5、軍人軍属で終戦前後の非常事態にあたり特別の事情に關連して死亡した者。（責任自殺）
 - 6、軍の要請に基いて戦闘に参加し死亡した者。
 - 7、軍人軍属で戦地に於て受傷、り病し戦地又は外地に於て死亡したもので遺族援護法第四条第二項の規定により公務とみなされた者。
 - 8、軍人軍属でその身分及び死亡状況が第一号乃至第三号の基準に該当するが該当受給遺族がないため公扶、年金、弔慰金の裁定のない者。
- 三、旧海軍関係は右陸軍と同様の者約三萬五千柱とする。
- | | |
|-----|--------|
| 中 | 八、〇〇〇 |
| 横濱 | 一五、〇〇〇 |
| 吳 | 四、〇〇〇 |
| 佐世保 | 八、〇〇〇 |

以上